

第百六十四回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 七 号

平成十八年五月十二日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 佐藤 剛男君

理事 木村 勉君 理事 戸井田とおる君

理事 西村 康稔君 理事 林田 彪君

理事 山本 拓君 理事 泉 健太君

理事 大島 敦君 理事 田端 正広君

理事 赤澤 亮正君 理事 遠藤 宣彦君

理事 小野 次郎君 理事 大野 松茂君

理事 木原 誠二君 理事 後藤田正純君

理事 土屋 品子君 理事 土井 亨君

理事 中森ふくよ君 理事 平井たぐや君

理事 村上誠一郎君 理事 村田 吉隆君

理事 市村浩一郎君 理事 大島 章宏君

理事 川内 博史君 理事 小宮山洋子君

理事 鉢呂 吉雄君 理事 太田 昭宏君

理事 吉井 英勝君 理事 糸川 正晃君

内閣大臣
(内閣官房長官) 安倍 晋三君

国務大臣
(国家公安委員会委員長) 杓 哲男君

国務大臣
(経済財政政策担当) 与謝野 馨君

国務大臣
(科学技術政策担当) 松田 岩夫君

国務大臣
(食品安全担当) 長勢 甚遠君

内閣官房副長官 後藤田正純君

内閣府大臣政務官 平井たぐや君

内閣府大臣政務官 山谷えり子君

会計検査院事務総局第一局長 諸澤 治郎君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官) 山浦 耕志君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官) 萩野 徹君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官) 萩野 徹君

政府参考人
(内閣官房内閣審議官) 萩野 徹君

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官) 齋藤 潤君

政府参考人
(内閣府大臣官房審議官) 高松 明君

政府参考人
(兵器処理担当室長) 満田 誉君

政府参考人
(内閣府政策統括官付参事官) 安藤 隆春君

政府参考人
(警察庁長官官房審議官) 和田 康敬君

政府参考人
(警察庁長官官房審議官) 影山 幹雄君

政府参考人
(警察庁長官官房審議官) 竹花 豊君

政府参考人
(警察庁生活安全局長) 矢代 隆義君

政府参考人
(警察庁交通局長) 小林 武仁君

政府参考人
(警察庁警備局長) 武市 一幸君

政府参考人
(警察庁情報通信局長) 木坂 慎一君

政府参考人
(防衛施設庁総務部施設調査官) 三浦 守君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官) 梅田 邦夫君

政府参考人
(外務省大臣官房参事官) 神余 隆博君

政府参考人
(外務省大臣官房参事官) 素川 富司君

政府参考人
(文部科学省スポーツ・青少年局長) 西阪 昇君

政府参考人
(文部科学省スポーツ・青少年局長) 加茂川幸夫君

政府参考人
(文化庁次長) 岡島 敦子君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 岡島 敦子君

政府参考人
(厚生労働省医薬食品局食品安全部長) 松本 義幸君

政府参考人
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長) 中谷比呂樹君

政府参考人
(農林水産省大臣官房審議官) 高橋 直人君

政府参考人
(農林水産省大臣官房審議官) 町田 勝弘君

政府参考人
(農林水産省生産局畜産部) 陽一君

政府参考人
(農林水産省大臣官房商務流通審議官) 迎 陽一君

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 安達 健祐君

政府参考人
(資源エネルギー庁原子力安全・保安院長) 広瀬 研吉君

政府参考人
(国土交通省鉄道局次長) 大口 清一君

政府参考人
(環境省大臣官房審議官) 黒田大三郎君

政府参考人
(環境省大臣官房審議官) 寺尾 允男君

政府参考人
(食品安全委員会委員長代理) 堤 貞雄君

内閣委員会専門員

委員の異動
五月十二日 補欠選任

石井 郁子君 吉井 英勝君

五月十一日

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)(参議院送付)

同月八日

憲法九条の改悪反対に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八四六号)

憲法改正反対に関する請願(志位和夫君紹介)(第一八四七号)

憲法九条を守ることに関する請願(石井郁子君紹介)(第一八四八号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一八四九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一八五〇号)

憲法改悪反対に関する請願(志位和夫君紹介)(第一八五一号)

同(阿部知子君紹介)(第一九四一号)

憲法九条を変えないことに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一八五二号)

同(柚木道義君紹介)(第一八五三三三)

同(山井和則君紹介)(第一九〇三三)

同(金田誠一君紹介)(第一九六五五)

同(菅野哲雄君紹介)(第一九六六六)

同(佐々木隆博君紹介)(第一九六七七)

同(辻元清美君紹介)(第一九六八八)

平和憲法・九条を守ることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一九五二二)

同(石井郁子君紹介)(第一九五三三)

同(笠井亮君紹介)(第一九五五四)

同(菅野哲雄君紹介)(第一九五五五)

同(穀田恵二君紹介)(第一九五五六)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一九五五七)

同(志位和夫君紹介)(第一九五五八)

同(塩川鉄也君紹介)(第一九五五九)

同(重野安正君紹介)(第一九六〇〇)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一九六一一)

同(辻元清美君紹介)(第一九六二二)

同(吉井英勝君紹介)(第一九六三三)

憲法の改悪反対に関する請願(笠井亮君紹介)(第一九六四四)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

会計検査院当局者出頭要求に関する件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
案(内閣提出第六二三号)(参議院送付)
内閣の重要政策に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として食品安全委員会委員長尾元勇君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として内閣官房内閣審議官山浦耕志君、内閣参事官萩野徹君、内閣府大臣官房審議官齋藤潤君、遺棄化学兵器処理担当室長高松明君、政策統括官付参事官満田誉君、警察庁長官官房長安藤隆春君、長官官房審議官和田康敬君、影山幹雄君、生活安全局長竹花豊君、交通局長矢代隆義君、警備局長小林武仁君、情報通信局長武市一幸君、防衛施設庁総務部施設調査官木坂慎一君、法務省大臣官房審議官三浦守君、外務省大臣官房参事官梅田邦夫君、国際社会協力部長神余隆博君、文部科学省スポーツ・青少年局長素川富司君、スポーツ・青少年総括官西阪昇君、文化庁次長加茂川幸夫君、厚生労働省大臣官房審議官岡島敦子君、医薬食品局食品安全部長松本義幸君、社会・援護局障害保健福祉部長中谷比呂樹君、農林水産省大臣官房審議官高橋直人君、生産局畜産部長町田勝弘君、経済産業省大臣官房商務流通審議官迎陽一君、資源エネルギー庁電力・ガ

ス事業部長安達健祐君、原子力安全・保安院長広瀬研吉君、国土交通省鉄道局長大口清一君及び環境省大臣官房審議官黒田大三郎君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局第一局長諸澤治郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸井田とおる君。

○戸井田委員 自由民主党の戸井田とおるであります。今回、三十分ほどいただけて、御質問をさせていただきたいと思っております。

今回質問させていただきまして、化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器に関する問題であります。

もう既に御存じかと思いますが、月刊「正論」に掲載されている「スクープ!」遺棄化学兵器は中国に引き渡されていた」という記事がありました。私も、一瞬その表題を見てびっくりしたわけですが、その著者の水間政憲氏に連絡をとりまして、実は私のところにきていただきました。いろいろお話ししていただくと、かつて一度絶版になった本なんですけれども、「パール判事の日本無罪論」というのを復刻したんですね。その後ろにこの水間氏が解説を書いているんです。だから、そんないかげんな人ではないのかなと思いつつ、いろいろお話を聞いておりました。

もともとパール判決書というのは、終戦後、東京裁判でもって、ちょうど私の父が清瀬一郎先生の秘書をしておりまして、そしてその清瀬一郎先生から判決文を田中正明さんが借りてコピーをして、そして独立の日に合わせてそれを出版するということで準備をされていたという話も聞きました。何か因縁があるのかなと思いつつ、実はその人のお話を聞かせていただいたわけでありま

す。

内容は、ほとんど「正論」の中に書かれてあるとおりではあります。しかし、若干の資料もその中にいただきました。お渡ししておりますこの写真がその物であるんですけれども、こういうふうにして現物の資料が出てきた。

確認できるのはこの写真では表紙だけではありませんけれども、仮にこういったものが事実であるのだとしたら、二月二十四日に衆議院の内閣委員会が高松明遺棄化学兵器処理担当室長が、正式に中国やソ連に化学兵器が引き渡されたという文書が発見されれば、基本的な枠組みは変わってくるという答弁をされておられます。

このジャーナリストの水間政憲氏は、今回、こういった資料が六百冊、兵器引き継ぎ書の原本としてあるんだということを言われております。手元にお配りしているその写真は、水間氏に提供していただきました。

資料を見ていただくとわかるわけですが、引き継ぎ目録には、日本側と中国側の責任者の引き継ぎに同意した署名と捺印があるわけでありまして、また、この「正論」の記事には、数千名の中国人の署名があることも明らかにしています。本人のお話を聞きましたら、もっと数が多いんじゃないかということで、推測でありまして、今回発見された引き継ぎ授受書を政府は徹底的に調査する意思があるのか、まず最初に官房長官にお尋ねしたいと思っております。

○安倍国務大臣 ただいま戸井田先生が御指摘になられましたこの資料は、精査すべき内容である、このように考えておりますので、政府としてしかるべき調査をさせたい、このように思っております。

○戸井田委員 その調査をするときに、プロジェクトを立ち上げるときには、旧日本軍の専門家とか、または防衛研究所の専門家が参加するのは当然なことだというふうに思っています。この書類の中の文言を見てもわかるように、やはり専門的

な用語がたくさんあるし、また、当時の現物を見てわかるものとわからないものがあるということを考えれば、当然専門家が参加しなければならぬ、私はそういうふうに思っております。

同時に、そういった人からの聞き取り調査というものは欠かせないことだと思っております。こういう聞き取り調査をする意思があるのかどうか、その辺のこともちよっとお聞かせいただきたいと思います。

○安倍国務大臣 この資料の中身を精査するに際しまして、この中身が実際にどういう性格のものであるかということも含めて、精査をするためには専門的な知見が当然必要なんだろう、このように思います。そういう意味では、やるべきことはしっかりとやらなければいけない、このように思います。

この資料を見てみますと、かなり細かく引き渡しの目録がなされておまして、電気スタンド四十八個、電球が入っていないとか、本当に詳細にわたって書いてあるという印象は受けておりますが、いざにいたしまして、しっかりと専門的に精査をしていかなければならない、このように思っております。

○戸井田委員 ありがとうございます。

ということになりますと、平成十年の四月十日に、衆議院外務委員会での阿南政府委員の答弁で、「これらの化学兵器、砲弾が、終戦当時、通常の武装解除に基づいて、ソ連軍ないしは中国軍に引き渡されたものとは認められたいと言わざるを得ません。そういう判断でございます。」という答弁をされているんですけれども、これはやはり、もしこのことが精査された事実であったとしたら、間違ったということを言わざるを得ないと私は思っていますけれども、官房長官、どうでしょうか。

○梅田政府参考人 お答えさせていただきます。

今先生が御指摘のあった点につきましては、まず、やはり我々資料を見させていただいて、どういう内容で、それはどういうインプリケーション

を持ち得るのかということ判断をさせていただきます。その上で、今後、まさしく、それは条約との関係でどういう意味を持つのか、中国との関係でどういう交渉が可能であるのか否かという判断をさせていただきます。思っております。

○戸井田委員 これを精査するの、外務省だけでなく、やはり所轄の内閣府、特に官房長官に責任を持っていたら、外務省だけでやらないように、当然ほかのところも一緒に精査をしていただく、防衛庁ももちろん一緒に精査をしていただく形をぜひとっていただきたいと思っております。どうでしょうか。

○安倍国務大臣 先ほど御答弁いたしましたように、専門的な知見が必要であれば、当然そういう体制をとって、しっかりと精査をしなければいけない、これは十分に精査すべき重要な資料である、このように思っております。

○戸井田委員 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料の一をちょっと見ていただきます。この一、三枚目の左のページの二重丸が二つについておりますけれども、「引継目録書」ということで、弾薬、品目、華語それから日語、要するに中国語と日本語の武器の名前がここに書かれているということであり、その中の九四式小発煙筒百六十発、それから九九式発射発煙筒三十発というのをごらんいただきたいんです。

もう一つ、資料三を見ていただきたいと思うんです。これは、二枚目に書いてありますけれども、栗屋憲太郎さんという人が出版した「毒ガス戦関係資料」ということで……（発言する者あり）

○佐藤委員長 資料三、あります。

○戸井田委員 さつき、資料、一緒に渡していただきますけれども、あるでしょう。

○佐藤委員長 私のところには、これでしよう、それでは配ってください。

○戸井田委員 資料三の右側の上方にTYPE 99というのがありますが、この下、写真の部分、横に縦書きになっておりますけれども、黒地に白く、九九式発射発煙筒と読めると思っております。どうでしょうか。

発射発煙筒、これが横に、物に対しては縦に書いてあるんですけれども、何となく九九式というのは読めると思っております。発射発煙筒といえ、確かに、へんの方しか見えない部分がありますけれども。

そうすると、この資料は、これが有毒発煙筒と称しているものであれば、これが引き継がれたという事になれば、現実には化学兵器が引き継がれたこと、この一つの証拠であるんじゃないかなというふうに思っております。その辺のことはどうでしょうか。

○梅田政府参考人 お答えさせていただきます。まさしく今先生が指摘された点も含めて、我々は専門家の協力を得て確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○戸井田委員 もう一つ、九四式というものです。ね。九四式の下のもので、これはTYPE 94 Aと入っているんですが、Aと入っているからBも当然あったのかなと思われ、Cもあったのか、その辺は我々わかりませんけれども、しかし、非常によく似たものであって、こうした発煙筒を含めて、そういう化学兵器ということでもって処理しているのかと。

そもそも発煙筒は旧日本軍においては毒ガスに分類されていなかったわけであって、発煙筒を製造していた、瀬戸内海にありますが大久野島というところに忠海製造所があるらしいんですけれども、その工員の危険手当は毒ガスの三分の一に当たる日給の二割だったとの資料もあるということとを水間さんは言っているんですね。

現時点で、有毒発煙筒を含む化学兵器が引き継がれていたのであれば、わざわざ税金を使っ、将来幾らになるかわからないというようなこ

と、そういうことをする必要がないんじゃないかな。そういうことを考えれば、まさにこれは徹底した調査というものをぜひやっていただきたいなというふうに思っております。

さつき、官房長官からきちつとした答弁をいただきました。同時に、今これが所在するのは山形県ということをお聞きしております。そこに行ったら、こういう紙ですから、極端な言い方をしたら、爆弾を落とすということはないかもわからないけれども、不審火であるとか何であるという、燃えてしまったら、ただ一つのものであったとしても、もうこれから手だてがなくなってくる。

ましてや、ただでさえもう戦後六十年たつて、そのときの資料がどこにあるのか。「正論」に書かれていることでは、ソビエトがああいう状況になって、その結果、日本に偶然入ってきた。日本人の全抑協の会長さんがその資料を持っていた。だけれども、平成七年に亡くなられて、ちようど条約を批准されたころなんだろうと思うんですけれども、それが十年たつてここに飛び出してきたということは、やはり何か因縁が、因縁とこんなところで言うのはあれかも知れませんけれども、そういう気がするわけですね。

だから、ぜひともこれはきちつと、おかしな事件にならないように、また、おかしなことが消滅するということがないように、警察庁の方ではきちつと警備をさせていただきたいというふうに思っております。その辺のところ、警察庁、どうでしょうか。

○小林政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の文書につきましては、委員御指摘の月刊誌に記載されている以上のことは警察としては承知しております。また、御指摘の文書の保管に関しまして、これまで管理者等からの相談もございませんし、また、警察としても具体的な危険性について承知しておりません。

なお、警察として、御相談があれば、しかるべく防犯上の観点から指導助言を行ってまいりたいと考えております。

○戸井田委員 ありがとうございます。ただ、やはり、これがこういうふうにして世の中に知れ渡っていくと、それが表に出てきたら困るという人たちが日本の中にもいるようでありまして、そういうことを考えると、きちつと警備だけはしていただきたい、そういうふうに思います。

また、この議論をしているときに必ず、我々もそうすけれども、有毒有毒というところで、その流れの中に入っていくわけですね。だけれども、よく考えてみると、十年前に締結した化学兵器禁止条約に基づいて有毒だということを示されているわけですが、しかし、通常の発煙筒とその他の分類については、当時、有毒発煙筒を遺棄した、その人たちが、旧日本軍は、仮に遺棄したとしても、有毒発煙筒を遺棄したということがわかっていただろうか。

この分類でいうと、ただ発煙筒との認識しかないと思うんですね。今、中国で出てきているものというのは全部有毒化学兵器なのか、そのことをきちつと分けていくためにも、かつての陸軍の兵器の名称であるとか、それと一致させていく作業というのは非常に重要なことだろうと思うんです。そういうことがなされているのかどうか。

そして、実際に、発煙筒のタイプの名前がこういうふうには全部はつきりわかっているわけですから、それをできたら委員会でも出していただきたい、提出していただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

○高松政府参考人 現在のところ、中国各地で三万七千発の旧軍の遺棄化学兵器が回収されております。これは中国各地の保管庫で保管している、こういう状況でございます。

この三万七千発につきましては、日本の専門家、先ほど委員御指摘のいろいろな、現在の日本における最も知見のある方々の鑑定をすべての個々の砲弾ごとに行っておりまして、旧軍の遺棄化学兵器と私どもとしては確認して保管しております。

す。

○戸井田委員 それと、この資料の二も見ていた
だきたいんですけれども、これの三ページの真ん
中に、やはり頭に丸がついておられますけれども、
九七式青煙筒というのがあるんですね。ここに
書かれているのはほとんど発煙筒なんです。

その青というのは何なのかというふうに思っ
たら、ホームページを引いてみますと、その青と
いう資料が出てくるんですけども、発煙筒の頭
に青いのがついているのが化学兵器だということ
らしいんですね。これがもしそうだとしたら、こ
れもやはり引き渡されているということの一つの
証拠になってくるんだと思うんです。こう
いうものをあわせて考えてみると、非常にやはり
重要なものだというふうに思うんです。

ただ、これは見られたものだけであって、私
も、ひょっとしたら今はやりのガセネタかなと思
いながらも、いろいろ見てみたんです。自分た
ちでこれを見てみれば、この一つ一つ、コピーな
んかでも、これはやはり一冊のものからコピーし
たなと思えるのは、周りのこうしたコピーされた
状況、附せんが張ってある状況とか、そういうもの
を見ていけば一つ一つ精査できると思うんです
よ。

もう一つ、例えばこの中で、逆に疑ってかかっ
ていったときに、九九式というのがありますよ
ね。昔の日本のそういう事務官とかこれを精
査した人たちというのは、非常に細かくきれいに
やっているわけですよ。そうすると、この九九式
というのはここだけがあいているんですね。そ
れ以外のものは大体、数が多ければ数は多いなり
に、等間隔でみんなそれが書かれている。そうす
ると、これはどこかで修正したのかなというふう
に思えなくもない。

だけれども、そういうものを一つ一つこういう
ふうに精査していくって見れば見るほど、かつての
日本軍が、水間氏の話によりますと、ほとんど全
中国を網羅しているというんですよ、その資料
は。

済みません、官房長官、どうもありがとうございます。
現実には我々が親から聞いたことでも、やはり武
装解除というのはきちっとされていたということ
なんです。その証拠というのかそのあはれは資料四
を見ていただくと、先ほど官房長官も言われてい
ましたけれども、この資料四で、これは兵器じゃ
ないんです。精米とか小麦粉、大豆。それで、
千単位の一けたまで全部きちっと書かれているわ
けですよ。訂正があれば、訂正印も押されて、文
字の入れかえ何字みたいなことまで全部訂正が押
されている。そこに一つ一つ中国側は、全部これ
が墨で、筆で書かれているんです。最初は、後
で上からなぞったのかなと思っただけなんです
けれども、そうじゃない、中国側は全部筆なんだとい
うんです。それで、こういうふうにきちっと鮮明
に残っている。

これだけの資料があったということは、こうい
うものはきちっとやったけれども、後はいいかげ
んにやっていったんというものはあり得ない。昔
の我々の親の世代というのは余りいいことをして
こなかったということを戦後の教育でもってやら
れてきました。だけれども、こういう事実を一つ
一つ見ていったときに、その中でもって類推し
て、我々の先輩がどういう生き方をしていたのか
ということを考えてみると、我々よりもはるかに
まじめに、きちっとやるべきことをやり、責任を
果たしてやってきたことが、こういうものを見た
だけでもよく、見過ごしてしまえば見過ごしてし
まうこともわかりませんよ。だけれども、それ
をきちっと、コンピュータも何もない時代に、
手書きでもってそういうものをきちっと仕上げ
てやってきた。それも敗戦後の、自分たちがどうな
るかわからない、それこそ、満州にいた人だっ
たら、ソビエトが入ってきて自分たちが殺される
かも知れない、そういうような状況の中にあっ
ても、きちっとこういう引き継ぎをやってきたん
だ。そういうことを考えたら、いいかげんな処理
なんかできないはずなんです。

それは、外務省の方々はその場のしのぎのことを
考えるかも知れない。外交でもって今必要だ、
そのせつば詰まったときにはそういう考えになる
こともあるかも知れない。だけれども、もう既に
亡くなった人たちというのは、今この時代の中
にあって、自分たちは発言も何もできないわけ
ですよ。何でするんだといったら、こういう資料の
中に出てくるわけですよ。その声を読み取るか読
み取らないかというのは、今生きている我々の大
きな責任じゃないですか。

外務省の人にはそういうことを考えて外交を
やっていただきたいと思うんです。だから、こ
れを精査するのにも、自分たちだけじゃなしに公
平に正々堂々と、外務省だけじゃなしにほかの省
も、各省も全部含めて公明正大に、だれにもわか
るような形で精査をしていただきたい、それが私
の本音であります。

同時に、私は兵庫県の選出議員で、かつて十何
年か前に阪神・淡路大震災がありました。あのと
きに、もうみんなパニック状態の中でもって恐怖
感にとらわれながら、その中であつても、物を買
うときにはみんなずらりと整列していた国民性な
んです。日本は。海外の人たちは脅威的な目で
それを見ていたわけですよ、日本人の国民性とい
うものを。

戦後の教育を受けながら、六十年たつてもなお
かつそれだけのものを維持している日本人という
ものを考えたときに、当時の人たちがどんな気持
ちでこの引き継ぎをやったのか、ぜひそのことを
しっかりと自分の胸に、あなただけじゃなしに、
大臣から以下全部、そのことをもう一度胸に呼び
起こしていただいて、その対応をしていただきたい
と思います。

すべて、この資料の中を全部あけてみたとき
に、それが出てくるかどうかはわかりません。だ
けれども、せめてこういうことを見て、わずかに
ページ、二ページのものであったとしても、その
ことから読み取っていくことの重要性というのが
は、我々、この後生きていくのに、自分たちがこ

れから将来の自分たちの孫子に対して、そういう
生き方をしたんだということを示す必要があるん
だと思うんです。そのためには、かつてのこう
いう資料を徹底的に、そこまでやったのか、そこ
まで読み切ったのかと言えるぐらいやっていただ
きたい、私はそういうふうに思っております。

六十年もたったものであるから、そのものが本
当にあるのかどうか疑わしいこともあるのかもわ
かりません。だけれども、少しでもその可能性が
あるんだしたら、かつての人たちがどんな思いで
それを残してきたかということを考えれば、そこ
に自分たちが心を寄せて、心一つにしてその仕
事をやり遂げる責任が我々にはあると思ってお
ります。

わずか三十分のことですから、もうこれ以上私
は質問は申し上げませんけれども、きちっと、
後、精査をしていただきたい。

そしてまた、最後に、このことに本当に昔から
気持ち込めて対応をしておられた山谷政務官、
何か一言、お言葉があったらどうぞ。

○山谷大臣政務官 山形の史料館は、今、かぎが
あかないような状況になっております。これを
しっかりとかぎをあげさせまして、内閣府、外務
省、防衛庁、そして専門家の方たちとしっかりと
精査していきたいというふうに考えております。

○戸井田委員 どうもありがとうございます。
よろしく、しっかりと心を込めてやっていただ
きたいと思っております。

ありがとうございます。終わります。

○佐藤委員長 次に、田端正広君。

○田端委員 私は、きょうは、安心、安全の確保
という視点で質問させていただきたいと思いま
す。

昨年の骨太の方針、経済財政運営と構造改革に
関する基本方針二〇〇五の中に、第三章の二つ目
の項目として「国民の安全・安心の確保」という大
きなタイトルを、私たちの要求によりまして、見
出しとして大きな柱を立てていただきました。
そして、その中でも「世界一安全な国、日本」

の復活を図る」ということもきちつとうたわれておりまして、小泉内閣として、安心、安全を大きな柱としたという意識をきちつとこの骨太の中に入れていただいたわけでありまして、また、別表においては大変具体的な施策をずっと羅列していただきまして、別表の一番冒頭に、この「国民の安全・安心の確保」という一覧を入れていただいているわけでございます。

それで、ことしもまた、いよいよこの骨太が作成される時期が参ったものですから、昨年ここのうたわれたことが、ことし、この一年、どういふうに具体的に進捗状況として進められたのか、そして、引き続きこの問題、こんな一年や二年で終わる問題じゃないと思いますから、今後どういふうにされていくのかということをご政府の方でぜひお考えいただきたい、こう思うわけでございます。

治安対策はもちろんですけれども、特に、自然災害、地震とか台風とか集中豪雨とかたくさんあります。それから、この安心、安全という観点でいけば、例えば交通事故もありますし、公共交通機関のこともありますし、建物の問題もありますし、それから原子力関係もありますし、環境問題、有害物質等の問題もありますし、さまざま、もう本当にいろいろな観点があるかと思えます。

しかし、何となく今までの政府の考え方というのは、継ぎはぎと言ったら失礼ですが、何かあった、だからそれに対応しよう、こういうケースで来ているんじゃないか。安心、安全というものの対しての基本的な理念とか哲学というものを国として、政府としてしっかり持っているんだらうか、そういう危惧をちょっとしているわけでありまして。だから、この際、そういうことまで掘り下げてしっかりと考えて、そしてまた国民に意識を喚起して、一体となって安心、安全の確保ということをしていく必要があるのではないかと。私は、人間というのは、人というのは間違いないところ、こう思っています。だから、どんな

ことであっても、やはり人間が起こす事故というのは必ず出てくる。それから、機械というのは必ずつぶれるもの、壊れるものだと思います。どんな機械であつても、何十年もたてばそれはさびついてくるわけでありまして、機械というのは必ずどこかで壊れていく。

だから、そういう意味で、この安心、安全の確保ということとはやはり国の責務であるという大きな視点に立っていただいて、この骨太の方針もことしもまた定めていただきたいと思いますし、そういう意味での内閣としての御決意をお願い申し上げます。

○長勢内閣官房副長官 先生が、安全、安心に多大の御関心をお持ちで御取り組みいただいていることに敬意を表したいと思います。

小泉内閣発足以来、安全、安心に重点を置いて取り組んできたと思っております。お話をうかがうに、安全、安心の観点は、生活の安心もあれば環境の安心もあれば、いろいろな観点から安心、安全と。総じて、国民の皆さん方が、そんないらいらないで平穩に生活できる社会を目指すということが基本だろうと思っておりますが、そういう観点から、各般の問題についていろいろな視点から、昨年の骨太方針においても取り組むべきことを明示してきたと思っております。

そうはいっても、社会保障を初め生活の安心の話と、治安を初め本身に身の危険の話、生命財産の話、若干視点が違うものですが、それを先ほど言ったような、生活全体が平穩に行われる社会を目指すということ以上の哲学というのが、正直言って明確ではないのかもしれない。特に昨今は、ことしになつても思まわしい事件がたくさん起きておるといふ、何よりも自分の命あるいは身体がどうなるかといふことがやはり一番人間としては最低限のことでございますから、この治安の問題について、ここ数年、重点を置いて取り組んできたのは事実でございます。

世界一安全な国にもう一遍復活したいということとを大きな基本方針として昨年は取り組み、具体

的にも、治安関係職員の増員を図るとか、そしてまた何よりも地域機能が低下をしているところとかが大きく問題の解決を困難にしているところでありまして、犯罪防止のための地域における取り組み、こういうものを支援していくということも重点を置いて進めてきたところでございます。

今、二〇〇六年の骨太方針の検討をいたしております。具体的な方向はこれから検討することになりますけれども、政策全体としてのウエイトといふことも、今申し上げましたような、みんなが平穩に生活ができる、そういう意味での各般にわたる安全、安心づくりということをややはり基本的な重点として策定、検討を進めていきたいと考えておる次第でございます。

○田端委員 ぜひ、国民の関心もこういったことについて今大変高くなっていると思しますので、これはもう内閣を挙げて御取り組みいただきたい、こう思います。

それで、具体的な問題に入りたいと思います。例えば、今、ウィニーの情報流出問題というのは、各般いろいろなところで大きな問題になっているわけでありまして。これをどういふふうに防いでいくかといふのは、これはもう確かに技術と技術の知恵比べといひますか、そういう状況にあるかと思ひます。

政府の方も、今、政府を挙げてこのウィニー対策としての新たなソフトを開発する、こういうこととお考えいただいているようでありまして、けれども、ぜひそれはしっかりと対応していただきたい。各省ばらばらでやっているんじゃないかと、そういう意味では、情報をどう守るかといふことですから、政府を挙げて御取り組みいただきたいと思ひますが、それがどうなっているのかといふことが一点でございます。

それから、例えばウィニーの開発者の人の話によりまして、この人は今、著作権法違反の幫助罪で問われているわけでありまして、このプログラムを数行書きかえるだけで漏えい対策はできるようなこともおっしゃっているわけでありまして

ら、そういったことも含めて、対応をぜひしっかりとさせていただきたいと思ひます。

ところが、ウィニーが起つた、それで今、それに対する対応をやる。ところがまた新たに、新型のコンピューターウイルスの山田オクタナティプといふのが起つてきた。今、毎日三百台ぐらいのパソコンが感染し続けている、こういう状況にあるようでございます。

そうしたら、きょうの新聞を見ましたら、ファイル交換ソフトのシェアというのが、陸上自衛隊のミサイル情報はここから流出したといふのがきょうまた新聞報道で、新しい情報流出のことが起つてくる。つまり、そういう意味では、まさに技術との知恵比べで起つていっているんだ、こういう感じがします。しかし、こういう悪質なウイルスをつくつて、そして情報保管あるいは流出をさせた、こういう者に対しては厳然と取り締まらなきゃならない、こう思うわけであります。

きょう、法務省に来ていただいていると思ひますけれども、法規制は一体どうなっているのかといふこと。法整備を急ぐことで情報流出といふことをまず防がなきゃならない、こういうこともあらうかと思ひますので、以上二点、お願いしたいと思ひます。

○山浦政府参考人 ファイル交換ソフトウエアを介したコンピューターウイルスによる情報の流出については、大変遺憾に考えております。

政府機関の重要な情報の流出も明らかになつており、情報流出の防止のため、各省庁に対して、三月九日の事務次官等会議において、職員の一一人にまで情報管理が徹底されるよう内閣官房長官から厳しく指示が行われたところであります。

現在、各省庁では、職員への注意喚起のほか、情報流出の再発防止に向けて、職員が重要情報を許可なく持ち出すことの禁止、私的パソコンの業務利用の制限など、情報管理の徹底について取り組んでいるところであります。

また、政府機関以外においても情報の流出が多発しております。三月十五日には、内閣官房長

官から国民の皆さん一人一人に注意していただくようお願いするとともに、内閣官房のホームページ等を通じて対策に関する情報提供等を行ったところであります。

○三浦政府参考人 罰則の関係について御説明させていただきます。

御指摘のウィニーを通じて情報流出の問題などのように、近年、情報処理の高度化が進んだ我が国におきましても、コンピュータウイルスというものは短時間のうちに極めて広範囲に広がり、広く社会に被害を与え、深刻な問題となっているところでございます。

そこで、こうした状況を踏まえまして、現在国会で御審議いただいております関係の刑法等の一部を改正する法律案におきましては、コンピュータウイルスなどの不正なプログラムの作成、提供、供用等の行為自体を処罰の対象とする罪を新設することとしております。

これによりまして、御指摘のウィニーを通じての情報流出の原因と考えられるコンピュータウイルスを作成したり、これを人のコンピュータで勝手に実行させるような行為につきましては、不正指令電磁的記録作成等の罪の構成要件に該当するものとして、処罰の対象にすることができるようになります。

したがって、この法案が成立いたしますれば、悪質なコンピュータウイルスに対して適切に対処ができることになるというふうに考えているところでございます。

○田端委員 ぜび、その法整備と、そして対策を政府としてお取り組みいただきたいと思っております。次に、交通事故の問題についてお尋ねしたいと思います。

交通事故は一時期、年間一万人という事故死亡者がいたわけですが、それが今、十七年時点で六千八百七十一名というふうに死亡事故も減ってまいりまして、非常にいい流れだと思っております。

今回、政府で第八次交通安全基本計画というの

が策定されて、平成二十二年までの五年間で事故死者数を五千五百人以下にする、こういう目標を立てられました。平成二十四年には五千人以下にしたい、こういうことで、世界一安全な道路交通の実現という大変頼もしい方向を示された、こう思います。

その上でお尋ねいたしますが、一つは、歩行者です。歩行者の事故の割合というのが非常に多くて、死亡者の三割を占めている。これは欧米と比べても大変高いわけでありまして、国際的には、韓国、ポーランドに次ぐ第三位という非常にまだ痛ましいことになっておりますので、ぜびこれは、歩道の整備率も一三％ですか、非常に悪いわけでありまして、そういった意味で、歩行者の安全を確保するための整備、そしてまたバリアフリー等いろいろあるかと思っておりますし、そういったことを力を入れていただきたいというのが一点でございます。

それからもう一つは、高齢者です。平成元年の若者の事故発生をとした場合、平成十七年は〇・三五というふうに若者の場合は減っております。大変いいことだと思っておりますが、逆に、六十五歳以上の高齢者が三倍になっていまして、平成十七年は二・九七倍、こうなっております。

そういう意味では、やはり高齢者の社会、高齢者が安全、安心に歩けるような社会にはまだなっていないというふうに感じるわけでありまして、教育とかそういうことも必要なんではないでしょうか、あるいは技術とかそういうことも大事なことでしょうけれども、いかに高齢者が安心、安全に町を歩けるようにしていくかということをぜびお考えいただきたい、こう思うわけでありまして、それから三つ目は、自転車による事故であります。自転車は、大人から子供、あるいは男女を問わず、私たち国民生活になくてはならない、非常に活用しているものでございますけれども、交通事故に巻き込まれるケースが大変多いわけでありまして、そういう意味では、自転車の車道といいますが、自転車道というのがはつきりしていないとい

いうこともありまして、あるいは自転車に乗る人のマナーの問題もありまして、いろいろな意味でトラブルになっているんだと思いますが、この問題も解決しなければならぬ。

以上三点、残された大きな、その目標に向かうにはこの三つは大事だと思っておりますので、その辺のところをしっかりと御答弁いただきたいと思っております。

○影山政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、我が国では、交通事故死者数のうち、歩行中と自転車乗用中の死者が大変高うございます。諸外国と比べて高くなっておりますし、また、歩行中あるいは自転車乗用中の死者のおよそ六割が高齢者でございます。その高齢者の方は今後さらに一層ふえていくということ、あるいは、近年、自転車事故がやはり増加しております。こういったことを考えますと、歩行者、自転車利用者にかかわります安全対策が重要であろうということは十分認識しておるところでございます。

このような観点から、本年四月に、先ほどお話しした第八次交通安全基本計画を受けまして、警察として重点的に取り組んでいく施策を取りまとめました。交通安全対策推進プログラムということでございますが、その中でも、歩行中、自転車乗用中死者数についての具体的な抑止目標を定めております。そういう中で、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、一つは、歩行者、自転車利用者の安全確保のために、交通事故の多発しております住居系、商業系地区を指定しましたあんしん歩行エリア、これは全国で約八百カ所ございますが、それとか、あるいは生活道路における交通事故抑止対策を強力にやりたい、また自転車の走行空間の確保対策、これらも道路管理者と連携して総合的に推進してまいれる所存でございます。

第二に、高齢者を初めとします各年齢層を対象とした交通安全教室等を実施して交通ルールの確

認を促すほか、例えば横断歩行訓練、自転車の実技、あるいは反射材の有効活用等を体験していただく参加、体験、実践型の交通安全教育、こういったものを推進してまいりたいというふうに考えております。

それから自転車について御指摘がございましたが、確かに、自転車被害に遭う事故がふえておりますので、そういった意味では走行空間の確保は大事でございますが、自転車による歩行者事故もふえておりまして、自転車利用者の交通ルール、マナー違反を指摘する声がかなり高まっております。こういったことを踏まえまして、自転車利用者の悪質な違反に対しまして指導取り締まりは強化してまいろう、こういうふうに考えておるところでございます。

また、高齢者問題のもう一つの問題としましては、高齢運転者による交通事故がかなり増加しております。先生御指摘の数字は、多分、高齢運転者の第一当事者に責任がある事故だと思っておりますが、こういった高齢運転者対策も重要な課題だと認識しておりますので、免許更新時の高齢者講習の充実、あるいは道路標識とか道路標示の大型化、高輝度化といったことで高齢者が運転しやすい道路交通環境の整備にも取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

○田端委員 ぜびきめ細かく対応していただきたいと思っております。

次に、六月一日から、今度、駐車違反の取り締まりの新しい制度が民間委託されてスタートします。それで、今、町中ではいろいろな意味でこの問題について意見や心配のお話を聞くわけでありまして、きょうはちょっとだけ確認させていただきます。

駐車監視員の方の教育といいますが、その辺は大丈夫なのかということ、あるいは公平公正にそういう対応ができるのか、こういったことの声がデジタルカメラで写真に撮って、そしてそれを端末機で警察に送って、そしてステッカーを張る、

駐車監視員につきましては、先ほどのお話のようなくともございます。これは法律上、みなし公務員という位置づけになっておりまして、守秘義務も課されております。こういったことも踏まえ

少子化対策が叫ばれている中で、子供の安全を確保するということは、これはもう本当にすごい

そういう視点でいきますと、例えば十六年から、市町村の職員とか町内会、自治会の役員の方による自主防犯パトロール車というのがありまして、それに青色回転灯を装備する、こういう仕組みも新たに進めていただいております。これは今

○沓掛国務大臣 先生、最初に、青色回転灯の問題、またステッカーの問題、あるいは生活安全条

例の問題の御質問ございましたので、時間の関係もありますけれども、まず簡単にこれを御説明させていただきますというふうに思っております。

警察では、地域の防犯力を高めるためには、みずからの地域はみずからの手で守るという自主防犯意識の向上に努めていくことが必要と考えております。自主防犯ボランティア団体が全国各地で結成され、積極的に活動していくことが重要であると思っております。昨年の暮れで約二万団体ができております。この一年間で倍ぐらいできてきております。

そこで、自主防犯ボランティア団体の活動がより円滑になされるよう、国土交通省と協力のの上、自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、道路運送車両の保安基準の基準緩和の認定の手続により、平成十六年十二月一日から、青色回転灯の自動車への装備を認めることとしたところであり、平成十七年十二月三十一日時点において、全国で四千二百二十九台に達しております。また、青色回転灯の普及方策についても、これからいろいろなことをやっていきたいというふうに思っております。

さて、ステッカーの問題ですが、なお、青色回転灯を装備した自動車については、警察が証明するに当たり、当該自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示することを求めているところでありますが、青色回転灯を装備した自動車を運行している地域住民等から、統一したステッカーを貼付してほしいという要望もありますので、また、そういう要望を受けながら、この問題を真摯に検討してまいりたいというふうに思っております。

また、各都道府県における生活安全条例等も大変有効だと思っておりますので、そういう点についても、また大いに進めるよう努力してまいりたいというふうに思っております。

何はともあれ、地域の安全を守っていくためには、これは警察だけでできるものではありません。何といつても、地域住民の皆様、あるいは個

人個人の皆様方のそういう御協力をぜひいただかなければなりませんし、そういう面でのPRというようなこと、方法等については、基本的に、先生、初めから大変適切な御質問をいただいております。それに対するそれぞれの回答そのものの自体が非常にPR効果になるというふうに私は思っております。

これからのまた、先生の御指導等を踏まえつつ、しっかりと世界一安全な国日本の復権のために努力してまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○田端委員 ぜひ、世界一安全な日本の復活を目指して頑張ってくださいと思います。

○佐藤委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 おはようございます。民主党の川内でございます。

きょうは九十分というお時間をいただいておりますので、質問事項も多岐にわたりますので、テンポよく質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、経済財政政策担当の与謝野大臣にお伺いをさせていただきます。

昨今は、経済財政諮問会議がさまざまな政策の企画立案に中心的な役割を果たし、新聞あるいはテレビのニュース等でも、経済財政諮問会議の中でどのような議論が行われているかということが大変大きな注目を集めるわけがございます。おととも、歳出歳入の一体改革がいかにあるべきかということについての議論が行われ、そしてまたさまざまな資料が提出をされ、それが話題になるというふうなところでございます。

内閣府設置法の第十九条で、経済財政諮問会議については、内閣総理大臣の諮問に応じて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本方針、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項について調査審議すると定められておりまして、議長は内閣総理大臣が務めるというふうになっております。さらには、経済財政諮問会議令

第五条に「議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。」というふうに書いてあります。

その議長が会議に諮って、すなわち、内閣総理大臣が経済財政諮問会議に諮ってお決めになられた経済財政諮問会議の運営規則第六条で、審議の内容等の公表については、会議の終了後遅滞なく行われ、議事要旨は、運営細則第二条により、会議翌日から三日以内に公表ということになっております。

この議事要旨を会議翌日から三日以内に公表ということとは結構でございますが、運営規則第八条というところになっております。さらには、運営規則第三条で、その一定期間とは四年間とすると書いてございます。

私は、自分自身、経済財政諮問会議の議論の内容というものが大変注目しておりますし、国民の皆様方も、この経済財政諮問会議でいかなる議論が行われているかということに関しては重大な関心を持っていらっしゃるというふうに思います。

そこで与謝野大臣にお尋ねいたしますが、平成十一年四月二十七日に閣議決定をされた審議会等の整理合理化に関する基本計画の中においては、審議会等の運営に関する指針の(四)というところ、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する」と閣議決定文書に出ております。「議事録を速やかに公開する」と書いてございます。

経済財政諮問会議は、議事概要については三日後に公表されるわけですが、議事録については四年後に公表される。しかし、閣議決定文書では「議事録を速やかに公表する」と書いてございます。

私自身は、経済財政諮問会議が今現在果たしている政策の決定に関する重要な役割、役目を考えれば、議事録そのものを速やかに、文字どおり、閣議決定文書にあるように速やかに公表すべきというふうに考えますが、経済財政担当大臣として、議長代理としての御所見を承りたいというふうに思います。

○与謝野野務大臣 まず、細かいことでございますが、先生が言われました審議会等の整理合理化に関する基本計画、これは確かにございます。ここで審議会等といったものが何を指しているかというところでございますが、この基本計画における審議会等というのは、国家行政組織法第八條並びに内閣府設置法第三十七條及び第五十四條の審議会を指しております。したがって、内閣府設置法第十八條等で規定しております経済財政諮問会議はこれには該当をいたしておりません。

したがって、ここで言うております議事録公表につきましては、これは諮問会議には該当しないことではございまして、細かいことではございますが、閣議決定に反しているものではないというのが第一点でございます。

そこで、委員御指摘のように、経済財政諮問会議の議事録は、運営規則において四年後に公表することを定めております。議事録公表までに四年という期間を置いている趣旨というのは、一つは、経済財政諮問会議における詳細な発言内容が外部に公表されることが会議における議員の自由闊達な議論の妨げになる可能性があるということとを考慮したためでございます。

なお、経済財政諮問会議は、会議終了後遅滞なく、内閣府特命担当大臣が、この場合は私でございますが、記者会見をいたしました。配付されたあらゆる資料も公表いたしますし、また、私がとっておりますメモその他会議の進行についてはすべて記者会見で明らかにするようにしております。

また、議事要旨が三日以内に公表されるということではございまして、配付された資料及び議事要旨、また私の記者会見を読んだいただきますと、諮問会議で何が議論されたということは、もう本当に一〇〇%近い透明性を持って御理解をいただけると思っております。

○川内委員 まず一点、閣議決定文書に言う審議会等には経済財政諮問会議は入らないというふうには大臣は御答弁されたわけでありますが、この審議会等が何を指すかということに関して、ちよつと私不勉強で申しわけなかったんですが、根拠文書はあります、事務局の方で結構ですから。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の審議会等の整理合理化に関する基本的計画のところで、審議会等、これにつきましては「国家行政組織法第八条並びに内閣府設置法第三十七条及び第五十四条の審議会等という。」というふうに規定されております。

○川内委員 それは私も気づきませんで、うかつでございました。

それでは、経済財政諮問会議はこの審議会等には当たらないから、議事録を速やかに公表する必要はないのであるという今政府の御見解なわけでございますが、しかし、それこそ他の審議会等については、議事録が速やかに公表され、そして、その中でいかなる議論が行われているかということに関しては国民の皆様は公開をされている。他方、経済財政諮問会議という、今、この国のさまざまな政策について重大な決定権を持っている議体の、議事録は公表されているが、議事録については四年後でなければ公表をされない。

それで、大臣は今御答弁の中で、ほとんど一〇〇％に近い透明性を確保しているというふうにおっしゃられたわけでありますが、私が、四年前に会議された経済財政諮問会議の今現時点で公表される議事録と議事概要を比べたときに、厚さというか、議事概要は半分ぐらいなんです。半分ぐらい省略されているんです。要するに、議事概要というのは議事録という全体があるから議事概要があるわけですね。

では、この議事録の中からそれを抜き出して議事概要にするかというのをチョイスしているのはだれですか。

○与謝野国務大臣 そう恣意的にやっているわけではございませんで、きちんと内容を議事概要という形でまとめている。そこに、これは発表する、これは発表しないという恣意性は実は全くありません。

加えて、私も記者会見をいたしますし、また、諮問会議で配られました資料はすべて世間に公表いたしますし、また、諮問会議のメンバーに、この話はなかったことにしようというふうなことは一度もございませんから、諮問会議のメンバーも報道機関その他の方々と接触して内容をすべて明らかにしておりますので、そういう意味では、諮問会議の内容は、他の審議会に比肩し得る精度と透明性を持って明らかにされているということを私は確信しております。

○川内委員 大臣がそう御主張されるのであれば、私は、なおさらのこと、議事録を速やかに公表されたいかかというふうに思います。

私が、かつて、ある閣僚を経験された方の雑談の中で、経済財政諮問会議で自分が発言をしたことが議事概要には記載をされなかったということをお聞きしたことがございます。私は、その閣僚経験者の方の発言の内容というものを聞きまして、大変重要な発言であるというふうに思いましたが、それは議事概要には載らなかったということとでございます。

しかし、今、大臣は、そんなことはない、恣意的なことではないんだ、一〇〇％に近い透明性を確保しているということであれば、私は、議事録を速やかに公表される、それが会議体の透明性を、痛くない腹を探られることはないんだとおっしゃるわけですから、であれば、すべてオープンにしてやっていただきたい。

経済財政諮問会議は、自由闊達な議論をする場ではなく、この国の重要な政策について責任ある発言をされる方々の集まりであると私は信じております。であれば、なおさらのこと、自由闊達な議論であったとしても、それは、一人一人の発言は責任ある発言でなければならないというふう

考えます。

したがって、何度も繰り返し申し上げますが、総理に、経済財政諮問会議議長に、議長代理として、きょう国会でこのような指摘があった、議事録を四年後に公表するということになっているが、このような指摘を受けて、議事録の速やかな公表について、会議体は、経済財政諮問会議に諮りたい、あるいは、諮るのはいかがかというぐらゐは相談をさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○与謝野国務大臣 諮問会議では自由闊達な議論のできるような場を整えなければなりませんし、それと同時に、責任ある発言をしていただかなければなりませんし、また、それがよく国民に伝わるようにしなければなりません。これらの要請を受けた今の仕組みというのは、私はよくできた仕組みだと思っておりますが、委員御指摘であれば、総理に、このような質疑があったということ

は報告をさせていただきます。

○川内委員 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いを申し上げます。

与謝野大臣、どうぞお引き取りいただいて結構でございます。総理によりしくお伝えください。

次に、六月一日からスタートをいたします駐車違反取り締まりの民間委託の拡大による駐車監視員制度について、査掛大臣にお伺いをさせていただきます。

で、さらにこれが累積すると免許停止などの行政処分を受けるということになります。

ところが、この確認標準を張られても出頭しないで、そのまましておくと、ナンバーからその車の持ち主が割り出されて、車検証上の使用者に通知が来る。そして、その通知に基づいて銀行振り込みなどの手段で反則金と同額の放置違反金をお支払いすると、これは反則金ではなく放置違反金なので違反点数はつかないということになる仕組みなんだそうです。

そうすると、正直な人は、出頭して、罰金払って、反則金払って、違反点数がつかなくならないで、おとけという人は違反点数がつかなくならないで、若干公正さを欠くというふうな気がいたしますが、なぜこのような制度にされたのかということについて御説明をまいりたいと思ひます。

○影山政府参考人 御説明申し上げます。

放置違反金の制度でございます。

本来、確かに車両の運転者に対する責任ということでございますが、その責任追及ができない場合に、違反車両の使用が有する運行管理義務、これに着目いたしまして、その責任を追及する、こういう趣旨でございますので、したがって、運転免許にかかわります違反点数の付加は確

かに行われたいところでございます。

ただ、一定期間繰り返してこの納付命令を受けた場合には、都道府県公安委員会による車両の使用を制限する旨の命令を受けることになりま

すので、その責任追及が十分に行われない場合があるわけでありま

を否認するといった者が近年実はふえてございます。約三割近くがそういう者がありまして、いわゆる逃げ得が非常にふえておるということで不公平が生じておる。

そういう中で、車両の使用者に対して行政的な制裁を加えることによって、公平で確実な責任追及を可能とするように創設された、こういうふうな考えておられて、そういった意味では、現行の制度よりも放置違法駐車への抑止に資するものと認識しておるところでございます。

いずれにしても、このような制度の趣旨及び内容につきまして国民の十分な理解が得られまじやう、引き続き広報啓発活動に努めてまいりますのでございます。

○川内委員 この放置駐車違反の取り締まりの民間委託については、後ほど同僚の市村議員からも聞かせていただきますので、私は香掛大臣に総論的なところを一つ聞かせていただきます。

この六月一日から始まる駐車違反取り締まりの民間委託については、ほんの一分でも、放置駐車違反だということ、確認標章が張られて、違反になってしまふのではないかとということで、多くのドライバーが戦々恐々としておりますし、また、もちろん法令に違反することそのものは、違反は違反ですから、ある意味いたし方ないということも考えるわけでございますが、しかし、他方、法律上は取り締まることができるという規定になっていて、すべてを取り締まらなければならぬということでもないようでございますし、車を使った仕事をしつらうの方々、あるいは社会生活、経済活動に大きな支障が出てはならないというふうな考えられるわけでございます。

今回のこの民間委託がそういう社会生活や経済活動に大きなトラブルを生じさせるのではないかと、あるいは警察の方々の天下り先を確保するための制度ではないのか、あるいは情報公開はきちんと行われるのかというふうに市民の皆さん、国民の皆さんは大きな疑問や不安を持っていらっしゃるのではないかとというふうに思われます。

そのような疑問や不安に対して、いつでも誠実に答えていく、情報公開も徹底してやる、あるいは改善点があれば積極的に改善をしていくというふうにしていかねばならないと思いますが、今回の民間委託の制度に対する決意も含めて、香掛大臣に一言御答弁をいただきたいと思っております。

○香掛国務大臣 お答えいたします。

今回の駐車対策法制の施行に当たりまして、警察では、地域住民を初めとするさまざまな方の意見、要望も踏まえ、取り締まりの前提となる駐車規制の見直しや、重点的な取り締まりを行う場所、時間帯等を定めたガイドラインの策定を進めてきたものと承知しております。

また、策定されたガイドラインを全国の警察においてホームページで公表しているほか、制度改正の内容についてもポスター、新聞、テレビなどを活用した積極的な広報に努めているところであります。

今回の制度改正は、国民生活との関連も深く、関心も高いことから、国民の十分な御理解を得られるよう、積極的な広報啓発活動に引き続き取り組んでいくよう警察を督促していきたいと思っておりますが、一分でもというようなことではありませんが、やはり、この民間の駐車監視員は、それを確認して、ちゃんといういろいろなもので写真を撮り、そういうものを認識した上で、さらに標章を張った時点でもうそれで終わるんですけれども、それまでにはかなり何分間の時間もあるわけですから、そういう点で、すぐ用事を短い時間で足していただければ、そういう御不便も少ない、解消されるんじゃないかと思っております。

ただ、長時間を回っておれば、これはそういうふうにはならないので、しかし、そういう実態も踏まえながら、この運用が円滑に進めていかれること、また、その後においてのいろいろな問題があれば、さらにそれも十分検討していきたいというふうに考えております。

○川内委員 それでは、ちよつと警察の事務方の方に最後に確認をさせていただいておきたいんですが、

すが、今香掛大臣が、いや、数分は大丈夫だという趣旨の発言をされたわけでございます。私が承るところによりまして、最初は、この民間委託をされた、その取り締まりをされる方々も、機械の操作とか張る作業に手間取って時間がかかるんじゃないか、なれると大体一分ぐらいでできるんじゃないかというような話も聞いております。

基本的に、取り締まられるのは車両をすぐ動かすことのできない状況に放置する放置駐車違反であつて、車をすぐ動かせる状態である継続駐車の場合にはこの駐車違反取り締まりの対象ではないということだけ、法律の放置駐車と継続駐車の違いについて最後ちよつと御答弁いただいて、この問題を終わらせていただきたいと思っております。

○影山政府参考人 お答え申し上げます。

今回の民間委託による駐車監視員制度、これはあくまで放置駐車でございますので、すぐに運転できない状態の車について監視員が確認をし、標章を張る、こういう制度でございます。

ただ、では乗っていただければ違法駐車のところをずっとやつてもいいか。これは駐車監視員という形ではやりますが、普通の一般の警察官が、駐車禁止場所ですよというところで警告したり、あるいは場合によっては、悪質な場合は駐車違反として検挙する、これはあり得ると思っております。

以上でございます。

○川内委員 それでは、次の問題に行かせていただきます。

これは警察にも大きくかわる問題でございますが、今、隣の委員会室で審議されております共謀罪に関連してお伺いをさせていただきたいというふうに思いますが、これは外務省にお伺いしたいんです。

というのは、一昨日、五月十日の法務委員会、私が質疑の中で、昨年十月三十一日提出の同僚の平岡秀夫議員の質問主意書に関して、G8の中で共謀罪を選択したアメリカ、イギリス、カナダについて、対象となる重大な犯罪、長期四年以上の自由刑に当たる犯罪は幾つあるのかということ

とについて、文書で問い合わせをして文書で回答を求めてほしいと資料請求をした件についてでございますが、今後、外務省としてどのように対応されるのかということに関してお伺いをさせていただきます。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

G8の中では、アメリカ、イギリス、カナダがその国内法体系におきまして共謀罪の規定を有しているということでございますけれども、これらの国の国内法におきまして重大な犯罪に該当する犯罪の数につきましては、昨年も照会したところではございますけれども、委員御指摘のとおり、十日の衆議院法務委員会での委員の御指摘を踏まえまして、改めて各国に書面で照会をいたしました。

このうち、アメリカにつきましては既に書面によりまして回答を得ております。

これによりまして、国際組織犯罪防止条約に定義される重大な犯罪の要件を充足する犯罪がアメリカにどれだけの犯罪があるのか、その正確な個数に関する情報は残念ながら提供できない。連邦の刑法典だけを見ても、少なくとも数百の犯罪は存在する。これに加えて、刑法典に含まれない、例えば環境犯罪とかあるいは反トラスト犯罪のように、重大な犯罪の要件を充足する多くの犯罪が特別な刑事規定として存在するというところがございます。

また、連邦制度を採用している関係上、アメリカでは五十の州がそれぞれにこの要件を充足する非常に数多くの犯罪を定めているということでございます。今、こういう犯罪の個数を数える必要性が今までアメリカにおいて生じたことがないというところでございました。

なお、アメリカの連邦法におきましては、共謀罪につきましては、特に法定刑の重さ等による限定は設けていないというふうに承知しております。

他方、イギリスでございますけれども、これも書面によって既に回答を受けております。

これによりますと、英国法におきましては、犯罪は単一の刑法により定められているのではなく、膨大な個別法の中で定められているというところでございまして、イギリスにおきます重大な犯罪に該当する犯罪の数を提供することは残念ながらできないということでございます。

また、共謀罪の対象犯罪については、アメリカも同様でございますけれども、法定刑の重さ等による限定を付しておらず、理論的には、すべての犯罪について共謀罪が成立するものであるということでございます。

最後にカナダでございますが、カナダにも書面で要求しておるわけでございますけれども、まだ書面による回答は得られておりません。ただ、昨年の照会の際には、重大な犯罪に該当する犯罪の数は把握していないという回答を得ております。

なお、カナダにおきましては、共謀罪の対象犯罪は、正式起訴可能犯罪及び略式裁判で処罰される犯罪のすべてであるというふうに承知をしております。

○川内委員 素早い御対応をいただいて、感謝を申し上げます。

さらにちよつとつけ加えてお聞きをさせていただきます。カナダというのは判例法の国で、日本は大陸法というか成文法の国なわけでございますが、G8の中で、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、大陸法の国々は国際連合条約の中で参加罪を選択しているわけでございまして、日本だけが、アメリカ、イギリス、カナダというふうな判例法の国々に倣って共謀罪を選択した。他方、成文法の国々であるフランス、ドイツ、イタリア、ロシアは参加罪を選択していることとございしますが、このフランス、ドイツ、イタリア、ロシアの参加罪についての規定ぶり、さらには、どのように団体を特定しているのかということについて御説明をいただきたいというふうに思います。

○神余政府参考人 お答え申し上げます。

確かに委員御指摘のとおり、ドイツ、フランス、イタリア等におきましては、いわゆる参加罪というものを選択しているわけでありますけれども、ドイツの国内関連法におきましては、もともと参加罪に当たる犯罪として犯罪団体の結成の罪というものがございまして、その犯罪団体の結成の罪は、その目的もしくは活動が犯罪行為の遂行に向けられた団体を設立した者、またはこのような団体に構成員として関与し、そのために構成員もしくは支援者を募り、またはこれを支援した者は五年以下の自由刑または罰金刑に処するということに規定されているというふうに承知をしております。

なお、フランス、イタリアにつきましては、それからG8ということでございましてロシアというのもあるんですけども、その国内法におきまして、御指摘のありました国際組織犯罪条約第五条(a)、これをどのように実施しているかにつきましては、明確には把握をしております。

委員の御指摘のありましたように、大陸法あるいはそうでない系統の国ということとございまして、日本はどちらかというと大陸法に近いということとございしますが、日本の国内法制の観点から、どちらかというと参加罪よりも共謀罪というものが日本の法制に親和性があるのではないかと、このことで、選択をした次第でございます。

○川内委員 また、この問題に関しては、多分法務委員会の方でしっかりと詰めていかれると思いますが、私も重大な関心と興味を持って審議の行方を見守らせていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、沖縄のことについて若干聞かせていただきます。

実は、内閣府の沖縄に関する予算が、毎年五十億円ほど、沖縄振興調整費という形で各省予算につけかえられて使われているというところでございまして、その中で、ジュゴンの保護、沖縄の海に存在している大変貴重な哺乳類、海の中の哺乳類であるジュゴンの保護のために、この内閣府の

沖縄振興調整費というものが使われているそうでございます。

正確に言うと、沖縄特別振興対策調整費から、平成十三年度はジュゴン保護のために一億五千二百万円、平成十四年度は一億四千万円、平成十五年度が一億七千六百万円、平成十六年度が一億九千六百万円使われている。ところが、平成十七年度に二千七百万円に減った。さらに平成十八年度当初予算ではゼロになったということでございまして、内閣府としてジュゴンの保護に関してどのようにお考えになられていらっしゃるのかということに關して、予算を所管している内閣府としてのお考えをまず聞かせていただきたいと思います。

○満田政府参考人 沖縄振興の調整費についてのお尋ねでございますが、お答え申し上げます。

ジュゴンにつきましては、御指摘のとおり、その生態等に関する基礎的情報を収集するという見地から、平成十三年度から、生息状況あるいは海草藻場、えさ場ですね、藻場の状況などにつきまして調査を実施するというところで、必要な所要額につきまして調整費の中で確保されてきたということとでございます。

御指摘の環境省分に加えまして農林水産省分もございまして、十三年度以降、一億五千二百万円、一億八千万円、二億九千万円、二億七千八百万円、十七年は六千六百万という形で累計九億六千八百万の金額を措置して、各省移し替えということにさせていただきますところでございます。

御指摘の十八年度についてでございますけれども、まだ年度当初で、現時点ではまだ調整中の段階でございますし、ジュゴン保護に關します仕組みといたしまして、機動的に振興施策を実施するという見地から、県からの要望がある、しかもその県からの要望はその都度出てくる、こういう仕組みになっておるんですけれども、現時点において、県の方から所要額確保の要望というのは出てきていないというのが現状でございます。

ただ、もちろん自然環境に著しい影響を及ぼさないということは非常に重要なことでござい

ます。これは、全国にとりまして、そしてまた沖縄にとりましてさらに重要なことであるというふうと考えておりまして、最大限努力を行うという見地でございまして。

また、昨年度も、県の地元の方でさまざまな調整をして、先ほど申し上げましたとおりその都度要望が来るという状態になっておりまして、年度半ばで来て、きちんと措置をさせていただいた、こういう状態にございます。

地元の詰めをいましては、見守って、しかるべきタイミングで、我々としても必要がございましたらいろいろと調整して適切に対処していきたい、こういう認識でございますので、よろしくお願いいたします。

○川内委員 適切に対処をいただきたいと思いますというふうに思います。

そこで、昨日、米軍の再編に絡みまして、沖縄県知事と額賀防衛庁長官との間で、ある一定の合意がなされたというふうにお聞きをしております。

その合意文書の中に、合意文書というかが在沖米軍再編に係る基本確認書、その2というところに、「防衛庁と沖縄県は、平成十八年五月一日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性」に留意して、対応することに合意する。」というふうに書いてございます。

③の自然環境の保全という言葉の中には、当然に、普天間飛行場代替施設の予定地である辺野古海域に生息するとされるジュゴンの保護ということも含まれるという理解でよろしいかということを防衛庁の方に御説明いただきたいと思います。

○木坂政府参考人 お答え申し上げます。

昨日、額賀防衛庁長官と稲嶺沖縄県知事との間で、御指摘のとおりの基本確認書を結びまして、

ただいま先生から御指摘のあったとおりの内容の確認をしたところでございます。

当庁といたしましては、普天間飛行場代替施設の具体的な建設の計画の策定に当たりましては、ジュゴンや藻場を初めとする自然環境の保全に十分留意しまして、沖縄県を初めとする関係地方公共団体と協議を行ってまいりたいと考えております次第でございます。

○川内委員 そこで、この問題に関して環境省にお伺いをさせていただきますが、種の保存法という法律があつて、その中に、絶滅の危機に瀕している希少野生動植物種に関しては、指定をし、保護を図っていくということが定められております。

ジュゴンについては、海中の哺乳動物として希少であるし、さらにはその個体数も非常に限られているということ、一刻も早く国内希少野生動植物種に指定をするということが必要であろうというふうに考えられますし、内閣府の沖縄担当大臣でもある、そしてまた環境大臣でもある小池大臣は、平成十六年、二〇〇四年の十一月九日の環境委員会で、このジュゴンの国内希少野生動植物種の指定に向けて必要な検討を進めていきたいというふうに決意を語っていらつしやいます。

それからもう何年かが経過をしているわけですが、種指定に関しましては、現在どのような状況になっているのかということに関して御説明をいただき、そしてまた、決意というか方向性をお示しいただきたいというふうに思います。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

環境省は、平成十三年からジュゴンと藻場の広域的調査を実施してきておりますが、これまでの調査の中で、航空機の調査それから空中写真の解析であるとか潜水調査であるとか、さまざまな調査を実施し、ジュゴンにつきましてさまざまな知見を得てきているところでございます。

主な内容を少し申し上げますと、ジュゴンは、沖縄本島周辺海域のうち、東海岸の中北部また西海岸の北部に生息していると考えられる。あるいは

は、沖縄本島周辺にジュゴンのえさ場となり得る藻場は約二ヘクタール程度存在すると推定される。ジュゴンは、沖縄周辺に生育する七種類の海藻を食べている。あるいは、ジュゴンは、一定の藻場を、同じ藻場を継続的に利用しているものではないようである。こういうようなさまざまな知見が得られてきております。

また一方で、ジュゴンの保護対策を進めますには、漁業者など地元関係者の理解と協力を得ることが不可欠でございます。このため、生息状況等の調査に並行いたしまして、ジュゴンが漁網により混獲された際のレスキュー方法の研修であるとか、あるいはジュゴンの保護の必要性、生息状況につきまして漁業関係者の理解を深めるための普及啓発、こういった、現時点で考えつくことをさまざま進めてきているところでございます。

今後の取り組みでございますが、こういった地元の関係者の理解が得られるように対話を進めながら、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定に向けて、専門家の意見なども聞きながら引き続き必要な検討をしていきたい、かように考えておるところでございます。

○川内委員 必要な検討を進めていきたい、種の指定をする方向でということですね。もう一回、ちょっとそこだけ確認させていただきます。

○黒田政府参考人 国内希少野生動植物に指定するということを目指してさまざまな検討をしていきたい、こういうふうにご考えております。

○川内委員 先ほど内閣府も、適切に予算を、措置を講じてまいりたいということをおっしゃっていただいておりますので、ぜひとも前向きに精力的にやっていただきたいというふうに思います。

続いて、やはりこれも内閣府の沖縄振興に関する件でございますが、沖縄の石垣島の八重山、白保地区のサンゴ礁というのは大変な世界的なサンゴ礁であり、これはしっかりと保全をしていかなければならないわけでございますが、西表国立公園にはいまだに編入をされておられません。私の昨年三月十五日の国会での質問で、当時の

環境省の小野寺自然保護局長は、今から一年後ぐらいをめどに西表国立公園への編入を目指してやってみようかと考えておりますと答弁をされたわけでありまして、あれから一年たつたわけでございますが、八重山、白保地区の西表国立公園への編入についてどのように進捗をしているのか、今後のスケジュールも含めて環境省の方針をお伺いさせていただきます。

○黒田政府参考人 お答え申し上げます。

石垣島とその周辺海域の西表国立公園への編入に関しましては、これまで地元の石垣市などという調整を重ねてきておりまして、これまでの調整を通じて、石垣市のおおむねの了解というものは得られておるところでございます。現在は、公園の区域あるいは公園の利用計画、こういったことにつきまして、こういうことに関する具体案を市あるいは漁協など関係者に提示をしまして、調整を行つておるところでございます。この取りまとめに今後力を入れていきたいというふうに考えております。

今後でございますが、こういった地元の調整を早期に終えまして、その後、自然公園法に基づきます所要の指定に向けた手続、こういうことを順次行い、来年の半ばには編入が実現するように努力してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○川内委員 来年の半ばに編入が実現をするように努力してまいりたいという御答弁で、ぜひ来年の半ばには実現をするように私の方からお手伝いをさせていただきますというふうに思います。次に、食の安心、安全についていよいよお伺いするわけでございますが、松田大臣、もうちょっと待っていてください、きょうはたくさん聞くことがあるものですから。

まず黒豚について、農水省に来ていただいておりますので、伺わせていただくんですが、ちょうど一年前の五月十八日の農水委員会、私は黒豚の定義について質問をいたしました。

現在は、平成十一年の農水省畜産局長通達であ

る食肉小売品質基準において「パークシャー純粋種の豚肉のみを「黒豚」と表示できるものとする。」と定義されております。

ところが、その後、それまでは全く想定をされていなかったアメリカ産やカナダ産のパークシャーが大量に輸入をされて、それらが鹿児島産黒豚として販売をされ、非常に大きな黒豚偽装表示事件というのが起きたわけでございます。

私は、偽装表示を根絶する、あるいは、黒豚というのは鹿児島を中心として、茨城やあるいは宮城や北海道の生産者の皆さんが、肥育期間も長いし、生まれる頭数も少ないけれども、一生懸命に育てて、日本語のブランドとして確立をしたものであります。そういう日本の知的財産戦略の面から、小泉内閣御自身も農林水産物のジャパン・ブランド化というものを標榜されていらつしやるわけでございますが、この際、黒豚の定義をパークシャー純粋種の豚肉ではなく、国産のパークシャー純粋種の豚肉のみを黒豚と表示できるものとするべきであるということをご昨年の農水委員会御指摘を申し上げたわけでございます。アメリカ産やカナダ産のパークシャーは、パークシャーというブランドで販売すればいいわけでございます。

農水省からは、そのときに、消費者あるいは販売業者にアンケートを実施する、とりあえず聞いてみるという御答弁がございました。先日アンケートの結果が出たようでございますが、この場で改めてアンケート調査の結果を御報告いただき、そしてまた今後の方針についてお伺いをさせていただきますと思います。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

黒豚の定義につきましては、委員今お話をいただいたとおりでございます。

昨年の五月十八日の衆議院農林水産委員会、国産のものに限定すべきではないかという御指摘をいただきました。これを踏まえまして、まず消費者、あるいは卸売業者、小売業者の認識、意向、こういうことを把握したいということでアン

今般この結果がまとまりまして、黒豚の定義につきましては、消費者の約六五%、卸売業者、小売業者の約七一%の方から、黒豚という言葉の使用を国産に限るべきだと思つたという回答をいただいております。

私もどといたしましては、この検討結果を、この表示を使っております全国のお肉屋さん、販売店、卸売業者などが公正取引の観点からつくっております全国食肉公正取引協議会、ここに提示をいたしまして、検討を依頼しているところでございます。この協議会での意見も踏まえまして、黒豚の定義につきましては、消費者の商品の選択に資するという観点から適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○川内委員 適切に対応していきたいというのは、国産のという限定を付する方向でという意味でよろしいですか。

○町田政府参考人　まずは食肉公正取引協議会に今検討を依頼しておるわけでございますが、アンケート結果も出ておりますので、そういった結果も尊重し、踏まえながら、まずは検討いただいで、それを踏まえながら検討していきたいということで、きょうの時点ではそういうお答えをさせていたただきたいと思っております。

○川内委員 前向きじゃないんですか。こんなところで時間をとりたくないんですよ、前向きなのかどうなのかということをちょっと御答弁いただきたいんですけども。

○町田政府参考人 大麥失礼いたしました。
前向きに検討していきたいということでござい
ます。

○川内委員 はい。ありがとうございます。

それで、きょうは九十分も時間をいただいたんですが、まだ半分も質問が終わっておりませんが、松田大臣には大変お待たせをするんですが、もうちょっと待っていていただいて、杵掛大臣の

御所管の古物商の皆様方に関する件を、きょうは経済産業省に来ていただいておりますので、電気用品安全法、PSE法について若干お伺いをさせていただきます。

この件は、もう大変技術的に難しい問題がたくさんあるんですけれども、一応御説明を申し上げますと、ここの四月一日からPSE法が本格施行されたわけでございますが、PSEマークのない改正前の電気用品取締法時代に製造された旧法の表示のある中古電気用品は、中古販売事業者が販売しようとするれば、中古販売事業者の皆さんは、製造事業者の届け出をし、そして旧法表示を確認し、技術基準の適合を確認した上で、さらに外観検査、通電検査、そして千ボルト一分間の電圧をかけて漏電をするかしないかを調べる絶縁耐力検査という三つの自主検査をして、PSEマークを張って販売しないといつた。

販売事業者に製造事業者の届け出をさせるとい
うだけでもおかしいことだと私は思うんですが、
これらを中古販売事業者の皆さんに押しつけてい
らっしゃる、古物商に押しつけているわけです
よ、沓掛大臣。

これは大変問題だということで、私はずっと経済産業省さんとやりとりをさせていただいているわけで、古物商を所管する警察にかわって各省協議のようなことをさせていただいているわけでございますが、まず経済産業省に聞かせていただくのは、平成十三年四月一日の経済産業省令別表第三で、新品の製造メーカーに対しても中古販売事業者に対しても、絶縁耐力について、千ボルト一分またはそれと同等以上の全数検査、一品ごとの全数検査を義務づけているわけでございます。

もちろん、大量生産の製造ラインを持つ製造メーカーに千ボルト一分の絶縁検査ができるはずはないんです、物理的に。千ボルト一分の絶縁検査を一個ずつ製造メーカーがラインでできるわけではない。これは私もメーカーに確認しております。では、製造メーカーは何をやっているかという、同等以上とみなされている千二百ボルト一

秒の全数検査をしていच्छやる。したがって、製品を劣化させるおそれのある千ボルト一分の全数検査をさせられるのは、中古販売事業者だけとこのことになってしまふわけであります。

そこで、質問でございますが、この省令に基づいて、千ボルト一分の絶縁耐力検査と千二百ボルト一秒の絶縁耐力検査が同等以上であるということの科学的、技術的根拠について御説明をいただきます。

○迎政府参考人 御指摘のように、省令におきましては、千ボルトまたはこれと同等以上の方法で絶縁耐力試験を行つていただくという旨定めておるわけでございます。

それで、これにつきまして、昭和四十三年の時点で、一部の品目につきまして千二百ポルト一秒間の絶縁耐力試験を行うことを同等とみなすというふうな通達を出した経緯がございます。

その後、一九八〇年になりまして、横断的に絶縁耐力試験を定めたJISができるなど、広く千ボルト一分と千二百ボルト一秒というのが品目にかかわらず同等とみなし得るということがこの世界での常識というふうなことになったわけござ

いまして、一九九九年に改正された電気用品安全法におきましても、先ほど申し上げましたように、同等以上の試験ということになっておるわけでございますけれども、これは改正前の電気用品取締法時代同様、千ボルト一分間あるいはそれと同等以上ということで千二百ボルト一秒間で全品検査をしていただくということで足りる、こういうふうな運用をしておるということでございます。

○川内委員　今の迎審議官の御説明には若干違っているところがありまして、千二百ポルト一秒と千ポルト一分が同等以上の方法であるという法令上の根拠は、昭和四十三年十二月十日付の通商産業省公益事業局長通達であるというふうにおっしゃったわけでございますが、正確に言うと、この通達の中には、「これと同等以上の方法」とは、絶縁耐力について日本工業規格に定める試験方法

をいう。」というふうに書いてあって、日本工業規格、すなわちJISに定める試験方法をいうと書いてあって、この通達の中で明示的に千二百ポルト一秒が千ポルト一分と同等であるとは記載されていないということをちよつと確認させていただきたい。

○迎政府参考人 おっしゃるとおりでございます。昭和四十三年十二月十日の通達におきましては「これと同等以上の方法」とは、絶縁耐力について日本工業規格に定める試験方法をいう。」というふうな記載になっております。

そして、日本工業規格においては、いわゆる個別のJISの規格の中で、千ボルト一分あるいは千二百ボルト一秒というふうなものが品目ごとのJISに書いてあった。それで、四十三年当時については、そういうものが書いてあるものについてはそれでもいいですよということで、結果として、千二百ボルト一秒を認めるというふうなことが電気用品安全法上の運用になってきたわけでございます。

それで、先ほど申し上げましたように、各品目ごとに千二百を認めるというふうなJISがふえてまいりまして、一九八〇年の段階で横断的な絶縁耐力試験の方法を定めたJISというものができて、そこで千ボルト十分のものについては千二百ボルト一秒でもいいというふうな横断的な規定ができた、こういう経緯でございます。

○川内委員 迎審議員、今現在、日本の製造メーカーが製造した電気用品で流通しているものの中で、一品ごとの全数検査として千ボルト一分の絶縁耐力検査をしたものはないということをお認めになりますか。

○迎政府参考人 もともと千ポルト一分というふうな規定があつて、製造ラインで大量に生産をしたものについて検査をする場合に一分というのはかかり過ぎるというふうなことで、千二百ポルト一秒という同等の方法を認めることにしたわけでございます。

法が用いられているかということでございますけれども、もともとの要請がそういうことでございますので、大量生産のラインなんかでは千二百ポルト一秒というふうな方法もかなり使われておりますけれども、私ども、検査の実施状況について立て入検査等を行つておるところで聞いておるところでは、多品種少量生産の工場なんかでは千ポルト一分というふうな方法で検査をしているところもあると聞いております。

○川内委員 多品種少量生産をしている工場では千ボルト一部分の絶縁耐力検査をしているところもあると聞いておると。果たしてどういう現場でそういうことをしているのか、また後日改めて聞かせていただきたいというふうに思います。

経済産業省も、余りでたらかな答弁を繰り返していらつしやると、本当にのつびきならないことになりますから注意をされた方がいいと思いますよ。

これに改めて申し上げておきますが、そもそも、電気用品取締法、安全法を改正されたときには、安全基準は全く変わっていないし、生産現場での、生産ラインでのさまざまな仕事も何ら変更されていないんです。もともとJIS規格の中では、商品のばらつき、製品のばらつきを検査するための千二百ボルト一秒の検査はされていたらしいというふうに私は聞いております。

そういうことで、沓掛大臣、経済産業省のな
ちやくちな解釈によつてこの中古電気用品の古
物商の皆さんが今本当に大変な思いをしていらつ
しやるわけでございます。ぜひ、古物商を所管
される警察庁としても、経済産業省に対して、一
体何をやつておるんだということぐらひは言つて
いただきたいなというふうに希望を申し上げてお
きたいと思ひます。

余りこれで時間をかけるわけにもまいりませんので、電気用品安全法についてはこの辺にさせていただきます。

次に、いよいよＢＳＥ問題、米国産牛肉の輸入再開問題について伺わさせていただきます。

以前より私はお尋ねをしているわけでございますが、食品安全委員会に提出をされた資料の中で、昨年九月に、牛肉輸出証明プログラムに基づく条件に一致している施設は二十六カ所ある、その上、さらに十一施設がQSAプログラムを展開し続けているという部分の二十六施設と十一施設のリストは、既に米国側に御請求をいただいているのかどうか、そして回答が来ているのかどうかという点に関して御答弁をいただきたいというふうに思います。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

食品安全委員会のブリーオン専門調査会に昨年九月二十二日に提出いたしました「米国において、ＥＶプログラムで管理した牛肉等を日本に輸出可能と予想される食肉関連施設数（見込み）」によれば、二〇〇三年十二月二十三日以前、すなわち、アメリカで初めてのＢＳＥが確認されまして我が国が輸入を停止する以前に、日本向けに牛肉製品の出荷を行っている食肉関連施設は約四十施設であったと、アメリカ側からの回答を得ているところでございます。

昨年九月の時点で日本に輸出可能と予想される施設といたしましては、二十六施設が当時米国側が日本側に提案していたEVプログラム案の条件を満たしておりまして、さらに十一施設については品質保証プログラムを整備中という回答があったわけでございます。

これらの施設の名称につきましては、四月二十日の農林水産委員会におきまして、委員から米国に照会するよう依頼がございました。これを受けまして、私ども、即日、在京の米国大使館に照会を行つたところでございます。現在、その回答を待つてゐるところでございます。

○川内委員 これは食品安全委員会の議論のためにも大変重要な資料になるというふうに思いますので、ぜひとも回答を得ていただきたいというふうに思います。

さらに続けて、私が政府を通じて米国の農務省からいただいた資料でございますが、アメリカ側

では、既に日本側の輸入再開決定、これは昨年の十二月十二日の輸入再開決定のはるか以前から施設認定手続が始まっていたということは明らかでございしますが、昨年の一月からアメリカ側ではもう日本向けの食肉加工処理施設の認可のための申請の受け付けが始まっている。そして、ほぼ九月までには出そろっているということでございます。

このアメリカ側の手続の中で、先ほど申し上げた二十六施設と十一施設、合計三十七施設のオンラインサイトオーデイト、すなわち、現地査察日の一覧表、この申請に基づく現地査察日の一覧表を米
国農務省に対して資料請求していただきたいとい
うふうに思いますが、農水省の御見解をお願い申
上げます。

○高橋政府参考人 昨年の末、十二月十二日にアメリカ産牛肉の輸入再開につきまして日本側として決定いたしましたところでございますけれども、それをもちまして、日本向け牛肉のEVプログラムは正式なものとなったわけでございます。

それでそれに基づきまして米国側が現地の査察を行っております。これにつきましては、以前委員の方にも資料を出しているのとおりでございます。これは大体十二月の十二あるいは十三日というところでございます。それ以前の、プログラムそのものがまだ最終的なものとなっていない段階で、その段階で現地査察を行ったかどうかについては私どもは承知をしております。

○川内委員　ですから、私がお聞きしているのは、EVBプログラムのドラフトに基づいて申請の受け付けが始まった。そうすると、仮のオンサイトオーディットというものも行われていたはずではないかということを私は推測するわけでございまして、そのドラフトに基づく仮のオンサイト

○高橋政府参考人　それは、ある意味で飯のオーディットということになりますので、正式な行政行為のものでは、ちよつと完全な正式のものではないと思いますけれども、お話でございますので、私どもとしてもまたアメリカ側にちよつと照会してまいりたいというふうに考えております。

○川内委員　ありがとうございます。ぜひ、これは食品安全委員会の議論のためにも大変重要な情報になり得るというふうに思います。

さて、報道では輸入再々開へ向けての作業が進

現在ではどのような状況にあるのか、次に行われる日米の事務レベル協議はどういう内容のものになるのか、そしてそれはいつ行われるのかについて御説明をいただきたいと思います。

○高橋政府参考人 米国産牛肉の問題につきま
しての報道がございますが、政府間での正式な話
といたしましては、五月二日に行われた日米の農
相会談において、ジョハンス長官から、今月前半
には対日輸出認定施設の再調査を終えて、その結
果を日本側に連絡するという説明がございまし
た。

現在、そのアメリカ側の説明がどのような形で行われるのかについて照会をしております。このアメリカ側からの連絡を受けまして、日米による会合について日程を含めて調整することになるかどうかというふうに考えております。

○川内委員 仮に、輸入再々開の手続に入るとするならば、今度は、米国内における食肉加工処理施設の事前の調査、輸入再々開前の事前の調査、すべての施設の事前の調査というものは必須の条件になるというふうに私は考えます。

しかし、政府の正式な答弁として、いまだにすべての施設を調査するという御答弁は、私は、いろいろな方がこの件に関しては質問していらっしゃるから議事録を精査したんですが、明確に調査すると答えている御答弁はないようでございます。

農水省として、今度は間違いないように、すべ

ての施設を調査するということを明言いただきましたというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高橋政府参考人 先ほども申し上げましたように、現在、アメリカ側におきまして、これまでに対日輸出認定施設につきまして再度のチェックを行ってきたというところでございます。私も日本側といたしましては、アメリカ側におきまして対日輸出認定施設の再調査の結果及び日本側が行った意見交換会の結果などを踏まえまして、今後の対応を検討していきたいというふうに考えております。

アメリカ側におきまして再調査の結果については、きょう現在、まだ連絡はございません。したがって、アメリカ側の再調査の中身がどういうふうになっているのかわかりませんから、ちよつときよの段階で向こうはどういう実情なのかわかりませんけれども、その結果を十分に分析した上で、輸入再開前における日本向け認定施設の現地確認調査の必要性やその具体的内容について十分な検討を行っていききたいというふうに考えております。

○川内委員 ぜひ十分に検討をしていただいて、六月末か七月に日米首脳会談も予定をされているやにお聞きをしておりますが、それに合わせて決定するというような、消費者の安全、安心をおろそかにされることのないように、十分にやっていたきたいというふうに思います。

そこで、重ねてお尋ねをするわけでございますが、昨年十二月の食品安全委員会の最終答申の内容であります。最終答申の結論の附帯事項の中に、米国内においてBSEのサーベイランスを拡大、継続する必要があるということが書かれております。飼料規制の強化も書かれております。

私は、国会質問の中で、中川農水大臣に、直接ジョハンス農務長官にこの件を主張するべきであるということをお願い申し上げました。中川大臣は、ジョハンスさんに直接、飼料規制を強化すべきであるということをおっしゃられたそうでありますが、それに対する米国の対応はどのような

ものであったのか。

また、農水省としても、次回の日米事務レベル協議においてこの二点を強く主張されるべきであるというふうに思います。

さらには、最近話題の年次改革要望書、アメリカから日本に年次改革要望書が出されて、何か日本の政府はそれに従って行政を行っているのではないかとというような指摘があるわけでございますが、実は、日本からもアメリカに年次改革要望書は毎年出しているわけでございまして、この日本からアメリカに出す年次改革要望書の中に、アメリカ国内のBSE対策について、サーベイランスを強化すべきである、あるいは、飼料規制の強化がなければおたくの国は危ないよということをしつかりと盛り込むべきであるというふうに思いますが、農水省の見解をお伺いさせていただきます。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

食品安全委員会の昨年末の答申の附帯事項におきまして指摘されております、米国内における飼料規制の強化及び十分なサーベイランスの継続につきまして、昨年十二月十二日の輸入再開に際しまして、アメリカ側に特段の配慮を強く要請したところでございます。これは文書で申し入れを行ったところでございますが、その重要性につきましては、その後も機会をとらえて、私どもの中川大臣の方からジョハンス農務長官に直接伝えていくところでございます。これは、先般、五月二日のジュネーブでの会談でも再度申し入れをしているところでございます。

このうち、飼料規制の強化につきましては米国内でも検討中でございまして、規制の改正案について、昨年十二月二十日に締め切られたFDAに対するパブリックコメントの結果を踏まえまして、現在具体的な対応が検討されているところであるというふうに承知をしております。

それから、サーベイランスにつきましては、ジュネーブの五月二日の農相会談におきまして、ジョハンス農務長官から中川大臣に、米国で行わ

れてまいりました拡大サーベイランスについての科学的分析の結果に基づきまして今後の扱いが決定されるという説明がございました。これに對しまして、中川大臣の方からは、日本の消費者の信頼の確保が大事だということを伝えていたところでございます。

それから、もう一点、米国の規制改革及び競争政策に関する日本政府の要望事項、このお話がございました。これは外務省中心での話になります。日米規制改革及び競争政策イニシアチブのもとで、両国における競争の強化及び市場アクセスの改善などについて議論するためにアメリカ政府に提出してきているというふうに理解をいたしております。

一方、アメリカに對する飼料規制の強化、あるいは十分なサーベイランスの継続の要請は、食の安全の観点からのものでございまして、日米規制改革イニシアチブのものと要望とは、目的あるいは事の性格がちよつと違うのではないかとというふうに私どもは考えております。

農林水産省及び厚生労働省、両省におきまして、昨年十二月の米国产牛肉輸入再開に際しまして、在日米国大使館に對しまして飼料規制の強化などについて公文で要請を行ったところでございまして、今後とも機会をとらえて、これはいろいろなルートがあるわけでございまして、こういった牛肉なら牛肉の問題でのルートできちつと話を伝えていきたいというふうに考えております。

○川内委員 いや、事の性格が違うという、今、農水省の高橋審議官の御見解を私はちよつと疑問を持って受けとめるんですが、規制改革に関する要望書、米国内の飼料規制を強化する、これは規制改革ですよ。さらには、サーベイランスを拡大あるいは継続する、拡大サーベイランスをさらに拡大あるいは継続をさせていただく、これも規制の改革の一つである。そして、それは、日米の牛肉の貿易に大きく関係するという意味においては、政府間で取り交わされる年次改革要望書の大

変重要な項目として取り上げるべき事柄であるというふうに思います。

きのう、私がいきなり申し上げて面食らわれていらつしやるのかもしれないですが、ぜひこれは、あらゆるチャンネルを通じて相手にみずからの立場を表明していくということは、政府としてしなければならぬことであるというふうに思いますので、御検討をいただきたいと思ひます。

さらに、松田大臣、残り時間で聞かせていただきますが、ジョハンスさんは、拡大サーベイランスはもうやめろというふうに中川農水大臣にこの前おっしゃられたわけですよね。ところが、食品安全委員会の附帯事項の中には、サーベイランスは拡大、継続すべきであるということをおっしゃるし、飼料規制についても強化すべきであるということをおっしゃっている。

食品安全委員会の議論の中では、飼料規制は強化されます、されましてということが説明されてきた。しかし、全く強化されない。サーベイランスも、米国内においては縮小するということになっている。これは、食品安全委員会の結論というものに大きな影響を与えるというふうに思われます。

本日は、寺尾食品安全委員会委員長代理にもお運びをいただいておりますが、サーベイランスが縮小されるのであれば、もう一度食品健康影響評価をやり直さなければならぬ事態に立ち至る、これは、立ち至るという警告ですよ。食品健康影響評価をもう一回やるというのではなくて、閣内で、食品安全担当大臣として、米国がそのような態度であれば、これはもう一回食品健康影響評価をやり直さなければならぬになってしまうのではないかとというぐらひは発言をされるべきであるというふうに思います。

大臣の御所見をいただき、さらには寺尾委員長代理に、食品安全委員会を代表されて、米国の、このサーベイランスを縮小する体制、さらには、飼料規制の強化もすると言いつながら全くやろうとしない姿勢に對して、食品安全委員会としては、

もう一度みずから評価をしなければならぬというふうなお考えはないのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○寺尾参考人 それではお答えいたします。

昨年十二月に、私も食品安全委員会では、米国の牛肉のリスク評価というのをやったわけでございますけれども、これはあくまでも日本向けの牛肉の輸出プログラム、上乗せプログラムといひますけれども、これはまず、牛が二十カ月以下であるということ、それから、すべての牛から特定危険部位を除去する、そういう条件がついてございすけれども、それが守られて、なおかつアメリカのBSE対策というものが行われている限りにおいては、これは、米国の牛肉の安全性、日本の牛肉の安全性と比較してどうかということをお評価したわけでございます。

ですから、飼料規制云々、あるいはサーベランスを拡大するとかというのは、これはあくまでも議論の中で出てきた言葉でございますして、評価そのものの中には影響していないということでございますので、現時点におきましては、食品安全委員会といたしましては再評価を行う必要はないというふうには思っております。

以上でございます。

○松田国務大臣 答申の附帯事項にございます飼料規制の強化やサーベランスの拡大の件でございますが、委員御案内のとおり、また、今農林省からも御答弁がありましたけれども、リスク管理を担当していただいております厚生労働省、農水省、両省におきまして、米国の再調査の結果や、あるいは日本側で行われました意見交換会の結果等を踏まえて、今後の対応を今まさに検討されております。御指摘の、アメリカ側のサーベランスの見直しの検討につきましても、農林水産大臣から直ちにその継続が要請されておられます。

こういった答申の附帯事項、私にとりましても、委員御指摘のとおり、しっかりと見ておくべきことであることは言うまでもございせん。今のところ、こういったリスク管理側の対応をしっかりと見させていただいておるところでございす。そういう今の状況でございすので、御質問の中で、評価の見直しに立ち至るのではないかといいようなこともございしましたが、今の段階でそういったことに触れることは適切ではないと思ひます。

いづれにいたしましても、国民の食の安全を守るといふのは私の全くな大きな責任であります。委員の御指摘も踏まえて、なお一層、食品安全担当大臣としてしっかりと見定めていきたいと思つております。

○川内委員 きょうは余り言い争う気はないのですが、寺尾代理、附帯事項は議論の中で出てきたことで、大したことないんだみたいな御発言をされるのは、みずからの存在意義を否定されることに等しいと思つたので。これは結論の附帯事項で、議論の中で出てきた言葉じゃないんですね、結論の附帯事項として答申の中に書き込まれている言葉でありますから、ぜひその辺はちよつと御注意をいただきたいというふうには思ひます。

さらには、私自身は、結論というのは、「米・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価することは困難」というふうな冒頭で言っているわけですから、そういう意味では、飼料規制もサーベランスも重要であるという位置づけで臨んでいただきたいというふうには思ひます。

最後に、事実確認でございますが、一昨年、平成十六年九月の食品安全委員会の中間とりまとめ作成の際、私、昨日吉川座長にも確認をさせていただきまして、当然削除されると思つていた、二十カ月齢以下の感染牛を現在の検出感度の検査方法によって発見することは困難という部分が、結論と本文と二カ所あったわけですが、結論部分からは消えていた。しかし、吉川座長は記者会見で、本文中からも消えるんですかねと問われて、消えると思うと答えていたにもかかわらず、本文中にはそれが残った。これは、座長に任せ

ていた最終案が、座長も知らないところで改変されていた。これは一体、だれが行ったのかということに関して、最後にお答えをいただきたいと思ひます。

○松田国務大臣 御指摘の記述の点でございすけれども、座長がブリーオン専門調査会での議論の内容を確認し、座長代理とも相談の上、まとめておられるものでございす。どういう事情で、だれの指示とかいろいろおっしゃったかもしれませんが、そういうことはございせん。もう一度繰り返させていただきますが、まさに座長が、ブリーオン専門調査会での議論の内容を確認して、座長代理とも相談の上、まとめられたものであると認識しております。

○川内委員 終わらせていただきますが、座長は、本文中からも消えると思つていた、本文中から消えますよと、記者会見で問われて答えているんですね。だから、座長は知らなかったということとす。これは吉川座長に確認していただきますから、これは今後しっかりとまた詰めさせていただきますというふうには思ひます。

終わります。

○佐藤委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 民主党の市村でございます。三十分いただきました質問をさせていただきます。

まずは、先ほどの川内委員からの質問の中にもありましたけれども、今般、六月一日から、駐車違反の取り締まりのあり方が変わるといふこととございまして、これにつきましての議論をさせていただきます。

まず、この駐車違反の取り締まりについて、これは全国一律ではないわけですね。全国で大体何カ所での新しい駐車違反の取り締まりを実施するところがあるのかについて教えてください。

○矢代政府参考人 お答え申し上げますが、全国で、警察署、千二百十九署ございす。そのうち二百七十の警察署でこの確認事務の民間委託をすることと承知しております。

○市村委員 今回、民間委託ということですが、民間委託のその民間というものの中身について、少し具体的に教えてください。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

この二百七十の警察署の確認事務につきましては、七十四の法人がこれを受託しております。その業種の内訳を申し上げたいと思ひますが、警備業が四十一法人、ビル管理業が十四法人、公益法人が四法人、その他十五法人でございす。

なお、NPO法人はございせん。

○市村委員 再三申し上げておりますが、NPO法人ではなくて特定非営利活動法人でございす。よろしくお願ひします。

それで、その他というのが十五あるということなんです、その他の中身をもう少し詳しく教えてください。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

その他と申しますのは、人材派遣業あるいは建設業などございす。

○市村委員 あと、今、公益法人が四つだと言いましたが、その四つについて具体名を教えてください。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

まず一つは、東京ですが、東京都交通局協力会という財団法人がございす、これが警視庁の城東署管内の事務の委託を受けております。

それから京都ですが、京都市に京都市交通局協力会という財団法人がございす、これが京都府の東山及び五条署、両署の委託を受けております。

それから大阪でございす、大阪府の交通安全協会、これは財団法人でございす、大阪府の曾根崎、天満、大淀署、この三署の事務の委託を受けております。

それから和歌山でございす、和歌山県の交通安全協会、これも財団法人でございまして、和歌山東署の委託を受けております。

○市村委員 それから、七十四法人が受託をするわけですが、この七十四法人が受託をして、例え

ば新規雇用ということであれば、何名ぐらいの新規雇用者が生まれると考えていらっしゃるのでしょうか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

二百七十署で、予算規模で申し上げますと、おおむね千六百人ほどの監視員が必要となるほどの事業量でございます。それで、千六百人ということになりますと、これは休暇ですとか、それから交代要員が要りますので、その何割増しかということになるかとは思っています。

○市村委員 今、予算とおっしゃいましたけれども、大体、千六百人に対してどれぐらいの予算措置がされているんでしょうか、二百七十の合計で。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

これは、監視員だけではなくて、それにまつわる業務を一括して受託するわけですが、全部で約八十億と承知しております。

○市村委員 今回の放置違反金、これが入る先はどこでしょうか。具体的に教えてください。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

放置違反金は、各都道府県の公安委員会がこれを命ずるわけですが、その県の歳入ということになります。

○市村委員 ということは、各県で実はことしの六月一日を目指して予算措置がされているという認識でよろしいわけでありましょうか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

そのとおりでございます。委託に必要な予算を委託費として計上し、これを執行しようとしているわけでございます。

○市村委員 八十億ということでありますけれども、これは、これまでのいわゆる反則金の全国合計について、何%ぐらいを占めると考えてよろしいでしょうか。これまで反則金が全国合計で幾らぐらい入っていたか。今回こうやって、ふえるというか、ふえるのかどうか知りませんが入ってくる、八十億が新たに措置される。それについては、今までの反則金の中でこの八十億が占める割合は

何%と考えているか。数字をお持ちでしょうか。

今までの反則金の全体がわかれば、八十億をそれで割ればいいわけですので、今すぐ計算できないのであれば、では、今までの反則金の全体、全国合計というのを教えていただけますでしょうか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

反則金は、駐車違反だけではありませんで、全部を含んでおりますので、全部でおおむね八百億を切るぐらいの総額だったと思いますので、そのうちの一部分が駐車違反によるものということになります。

○市村委員 わからないということですが、それと、その八百億のうち、大体、駐車違反の反則金がかかるの部分を占めると考えてよろしいんでしょうか、この八百億というのは。それとも、駐車違反以外のものが結構入っているということと考えてよろしいんでしょうか。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

違反の件数が、駐車違反と速度違反などが件数として多いわけでございますので、したがって、反則金収入に占めます割合も、これらの違反に対応するものが多いだろうと考えております。

○市村委員 いろいろ細かいことを聞かせていただきましたが、本当はもっと聞きたいんですけれども、細かいことはこれぐらいにしておきます。

○矢代政府参考人 お答え申し上げます。

この目的でございますが、駐車違反はさまざまな障害を生じておるわけでございます。駐車に起因します交通事故ですと年間八千件ほど起きていますし、これにより死者も百人でございます。また、渋滞もござります。

そこで、これを取り締まる必要があるわけですが、警察力はなかなか不十分でございます。こ

れを補完するための仕組みというものをづくりまして、駐車秩序の改善、それからあわせて警察内の事務の合理化というものを図るということでございます。

○市村委員 今のお話、実は、二年前、二〇〇四年の六月二日に内閣委員会でこの議論をさせていたいているときは、もつと崇高な目的があったというふうには私は理解をしております。例えば、町づくりの観点とか、地域の安全に資する観点とか、もう少し、町をどうしていこうとかかそういった観点で、ただ単に事務量を減らすとか負担を減らすとか、そういうだけじゃなかったというように思っています。

それで、今回、あれから二年以内ということでしたから、六月一日ということになるんだと思いますが、結局、あのときに議論をさせていた疑問がまだ晴れないままスタートしようとしているというふうな認識を私は持っています。

例えば、一つ、私は、あのときに株式会社がか本当にいいのかどうかということをはかりこの内閣委員会の場でも議論させていただいたことを今思い出しています。

あのとき、大分、この委員会の議論を踏まえて勉強させていただくということはおっしゃっていただいていたんですけれども、結局、株式会社があるんだという国でもこうした民間委託というのがあるんですけれども、日本とは違って反則金、つまり刑事罰ではなくて行政罰ということでやっているとすることであるとか、そういう点、行政罰として考えてくるというふうなこともあるわけですね。

その上で民間に委託をするということなんです。結局、日本はまだ、行政罰的な要素は入れませんでしたけれども、刑事罰で残したまま、犯罪として残したまま今回の民間への委託を実施しようとしているわけでありまして、非常に考え方として整理されていないまま物事が進んでいるかのよう、私はまだ二年前の議論を経ての印象をいまだに持たざるを得ないという状況でございます。

突然でございますが、国家公安委員長、今の私の意見につきまして、実は、今申し上げたように、二年前にここで大議論をやらせていただきました。本当に株式会社でいいんですか。しかも、ほかの国は行政制裁金としての性格を持った上での民間委託ということをやっています。

しかも、その民間委託先の株式会社にしても、私が調べた限りでも、純粋な株式会社はないんです。どこかの公がかわっているものが株式会社に出資したりとかしてやっていると。ケースがあった。一部、イギリスでは違うケースが出てきたというその後の報告も受けていますけれども、やはり行政制裁金という意味でもそういう純粋民間の委託では余りないのかかわらず、日本はいまだに犯罪というカテゴリーに残したまま民間委託を進めようとしているということに關しまして、国家公安委員長の御意見をいただけますでしょうか。

○沓掛国務大臣 先生の最初の、もう少し崇高な考えというふうなお話ですが、これは皆さん、朝の通勤、車で来られる方は、本当に、ちょうどラッシュのときに駐車がずっと並んでいる、そういうようなとき、もう少し時間帯を考慮してもらえないかなとか、あるいは駐車をもう少し制限してほしい、規制してほしいというのは日常よく感じられることだと思います。

これは商店街その他、いろいろな利害もまた、プラス・マイナスのあるところもあるんですが、そういうような要望が非常に強くて、やはり都市内交通の円滑、安全を確保していく上において、駐車規制というのは強く要望され、それではどうするかとした中で、警察の現在持っている人員だけではおのずから限界があるので、そういうもので確認行為について民間の力をかりようということとで今回の制度が導入されたものでございます。

先生、今、犯罪の名のと行政というののいろいろあると思いますが、これはいろいろ運用上の問題もござりますので、確かに、行政的な面にするのがよいのか、犯罪的なままでもいいのかという

問題はあるにしても、やはり今のままで、まず、今回は民間のエネルギーを借りて、確認行為を民間にしたら、その置いてある間にまた張られてしまった。それを払いにまた郵便局に行ったら、またそれを置いてある間に張られてしまったということで、そういうことが実はアメリカという国では、日常茶飯事ではないけれども、身近で起こっているんです。

だから今回も、恐らく、こうやって千六百人の方が張り切って、では、地域のために頑張らなきゃいかぬなと思って張り切っていると、そういうことも起こりかねないことになってくると、まさに、国民からすると、何だこれはというような声が絶対に出てくるはずなんです。そのときに、千六百人のうちの何人かが、かなりの部分が警察OBで占められたとかいう話になりますと、これまた要らぬ誤解とかいうか、曲解も含めて、いろいろな声が出てくるわけです。

だから、そうはならないように、やはり警察も、ただでさえ、現場の方は一生懸命頑張っているにもかかわらず、警察批判というのがあって、現場の方は苦労されているわけですから、またここでプラス何か文句を言うような種をつくっていくということ、警察にとってもよくない。国にとってもよくない。ひいては国民の安全にとってもよくないということになりますので、ぜひとも、国家公安委員長、絶え間のない改善の検討をいただきたい、このように思っております。

だから、これはやはり、先ほどから申し上げているように、考え方として未整理なまま物事が進んでしまっている。先ほどの川内委員の発言の中にもありましたけれども、千六百人の新規雇用が生まれますね、そのうち、結局、では警察官OBが何人なのかということがまたまた問題になってくるわけですね。そういうふうな、お互いがまたもたれていく。

しかも、今回、私もずっと、二年前も申し上げたんですけれども、笑えない例もありまして、アメリカの例ですけれども、私の友人がアメリカで駐車違反で捕まった。その反則金を、反則金じゃ

ない、行政制裁金なのか、これを払いに郵便局に行ったら、その置いてある間にまた張られてしまった。それを払いにまた郵便局に行ったら、またそれを置いてある間に張られてしまったということで、そういうことが実はアメリカという国では、日常茶飯事ではないけれども、身近で起こっているんです。

だから今回も、恐らく、こうやって千六百人の方が張り切って、では、地域のために頑張らなきゃいかぬなと思って張り切っていると、そういうことも起こりかねないことになってくると、まさに、国民からすると、何だこれはというような声が絶対に出てくるはずなんです。そのときに、千六百人のうちの何人かが、かなりの部分が警察OBで占められたとかいう話になりますと、これまた要らぬ誤解とかいうか、曲解も含めて、いろいろな声が出てくるわけです。

だから、そうはならないように、やはり警察も、ただでさえ、現場の方は一生懸命頑張っているにもかかわらず、警察批判というのがあって、現場の方は苦労されているわけですから、またここでプラス何か文句を言うような種をつくっていくということ、警察にとってもよくない。国にとってもよくない。ひいては国民の安全にとってもよくないということになりますので、ぜひとも、国家公安委員長、絶え間のない改善の検討をいただきたい、このように思っております。

だから、これはやはり、先ほどから申し上げているように、考え方として未整理なまま物事が進んでしまっている。先ほどの川内委員の発言の中にもありましたけれども、千六百人の新規雇用が生まれますね、そのうち、結局、では警察官OBが何人なのかということがまたまた問題になってくるわけですね。そういうふうな、お互いがまたもたれていく。

しかも、今回、私もずっと、二年前も申し上げたんですけれども、笑えない例もありまして、アメリカの例ですけれども、私の友人がアメリカで駐車違反で捕まった。その反則金を、反則金じゃ

やろうとか、いいから入れてあげないとか、そういうことをやっているということが果たして許されるのかどうかについて、官房長官の方から、ちょっと一言いただきたいと思えます。

○安倍国務大臣 公益法人の設立許可及び指導監督基準におきまして、社団法人の理事及び監事は総会において選任すること、財団法人の理事及び監事は原則として評議員会で選任することとされているところをございまして、こうした手続によらずに公益法人の役員を選任することは適当ではないというふうに考えております。

○市村委員 それで、その社団法人の元専務理事が九百万弱のお金を勝手に助成先に出したということで、これは私は横領だと思えますけれども、そういう理屈で、今回お金を戻されたようでありますけれども、では、今後、社団法人に限らず、例えばお金を勝手に使った、しかし、後から、理屈づけとしては、いやいや、もともと必要だったお金だったから、ちよつと黙って出しちゃったけれども、返せばいいでしょう、こういうふうな話になっているようなんです。

一般論として、この財団法人だけじゃなくて、これは多分横領だと私は思うんですが、では、横領について、そう言ってから返せばそれで済むという話で認識しているのかについても、官房長官の方から一言いただきたいと思えます。

○安倍国務大臣 法人の関係者が法人に対して財産的損害を与えた場合には、与えたことがまた疑われる場合には、法人に対して事実関係を説明し、当然再発防止にこれは努めなければいけない。そのための措置がとられることが必要でありまして、こうした観点から、主務官庁がそれぞれ適切な指導を行っていくことが重要であるというふうに思えます。

○市村委員 ありがとうございます。それであとは、最後は、これは何回もここで質問しようとしながらできなかったことがありまして、ウイニーについてでございます。先ほどから、本日のこの委員会でウイニーに関

しての質疑が行われておりますけれども、私は特に、愛媛県警で起きた、いわゆるウイニーを利用された情報流出についての質問をしたいと思えます。

まず、情報流出をされてしまったというか、してしまった方についてのお話をお聞きしたいと思います。ですが、どのような状況で情報が流出したんでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○和田政府参考人 お答えをいたします。愛媛県警における情報流出事案についてでございますが、これは、愛媛県警の警察官が、平成九年ごろから平成十七年の四月ごろまでの間、職務上作成をいたしました捜査資料あるいはほかの警察官から入手をした捜査資料など、これがインターネット上に流出したものでございまして、おおむね四千四百人程度の個人情報を含むものというふうに報告を受けております。

これまでの調査によりますと、流出した資料というものは、愛媛県警本部の捜査一課に勤務する警察官が承認を受けずに自宅に持ち帰った記録媒体に記録されていたものでございまして、このデータを自宅で使用しているパソコンに保存しましたところ、このパソコンでウイニーを使用しておりましたので、これがウイルスに感染をした結果、捜査資料等が流出したものであるというふうに見られております。

○市村委員 今の中で実は重要なことがありまして、例えば自分のパソコンを、いわゆるノート型パソコンからラップトップ型かなんですが、警察は支給してくれないから、持っていて使っていった、こまでは一般的には理解をされることかもしれません。

しかし、今のお話の中でもありましたように、わざわざその媒体を、それは多分、ひよつとしたらCDに入れたのか焼いたのかどうか知りませんが、けれども、わざわざ自宅に持って帰って、自宅に置いてある固定されたパソコンに入れてしまったというところについては、これは単に、いや、警察が支給してくれないから自分のを使わなきゃいけ

しかし、委員今御指摘のように、不特定多数のコンピュータ間でファイルデータを共有、交換するためのプログラムであるウィニーを利用し

ニーそのものが、今申し上げたように、いわゆるソフトを入れてインターネットにつないだ段階または共有フォルダを公にさらした段階でもう著作権法違反、そこに何を置いているかなんですけれども、例えば音楽ソフトを置いていた、いわゆる映画ソフトを置いていたとか、そういうことになるかと、置いた段階で、ウイニーを入れてつないだ段階でもう著作権法違反というふうにやはりとらざるを得ないのかなと。

なお、警察の不正経理問題等々については鉢呂委員の方から後ほど質問があるということでありますから、その周辺のといいますか、その課題

署の約二百二十名の態勢、茨城県の大宮警察署の約八十名の態勢、合計約三百人態勢で合同捜査本部を設置いたしまして、所在不明となった現場及び遺体が発見された現場周辺での聞き込み捜査、監視活動等の必要の捜査のほか、チラシ等の配

布、フリーダイヤルの設置などを行いまして、広く関連情報の提供を求めているところでございます。

合同捜査本部において、一日も早い事件解決に向けて、徹底した捜査を推進しているものと承知をいたしております。

○素川政府参考人 学校等におきます安全対策についてお答え申し上げます。

私もでは、十二月に、通学路の安全点検、防犯教室の開催、また学校安全ボランティアの参加の促進につきまして、通知その他いろいろな会議で積極的な取り組みを要請しているところでございます。

大沢小学校におきましても、学校安全ボランティアを整備され、住民のボランティア団体によるパトロール活動が継続して実施されるなど、また保護者による同伴の下校など、具体的な対策を実施していただいているところでございます。

○大島委員 今、警察庁それから文部科学省から、それぞれ現状についての御報告をいただきましたけれども、官房長官、非常に私は残念なんです。

官房長官も、子供のころどういう形で学校に通学していたかわかりませんが、子供というのは学校に行ったり帰ったりするときにいろいろな学ばず、自然との触れ合いとか。でも、学校に急いで行って急いで帰ってこい、道草するな、こういう環境になってきて、今教育基本法案の論議が始まろうとしておりますが、それ以前の問題として、社会が非常に危険になってきている、そして子供たちが伸び伸びと育つような社会環境が損なわれ始めているということにおいては、これは日本の社会の一つの現象だからしょうがないということにはならないのであって、やはり政治が一つのそういう社会環境を整えるという責任もあるわけです。

ここでお願いしたいのは、官房長官は、その事案の後に、この内閣委員会の中で、スクールバスを活用する、あるいは子供たちの安全のために万

全を期したいという御発言もございました。それから、おおよそ半年を経過しているわけでありましてけれども、現在、どのような対策を実行したのか、このことについて官房長官にお伺いしたいと思っております。

○安倍内閣府大臣 ただいま大島先生が御指摘になられましたように、昨年の十二月に犯罪から子どもを守るための対策を取りまとめたわけでございますが、具体的にどういうことをやっているかという御指摘でございます。少し長くなるわけですが、具体的に御紹介をさせていただきますというふうに思います。

学校に關係するものとしては、通学路の安全点検については、各都道府県教育委員会等に通知を発出したしまして、各種会議やタウンミーティングにて周知し、そして、緊急安全点検を要請済みでございます。

防犯教室の開催につきましては、各学校における取り組みを支援するため、防犯教室用のリーフレットを約三百七十万部作成いたしました。全国の小学校一、二年生及び四月入学の新生一年生の全児童に配布をいたしました。防犯教室実践事例集を約六万部作成いたしました。すべての小中高等学校に配布をいたしました。

学校ボランティアの充実につきましては、地域の学校の学校安全体制整備推進事業の予算額を二倍に充実にいたしました。平成十七年度七・五億円のもの平成十八年度につきましては十四億円といたしました。防犯の専門家や警察官OB等からなるスクールガードリーダーの全国展開を図っているところであります。

情報共有体制の立ち上げにつきましては、管内に学校があるすべての警察署において、警察と学校等との間でネットワークを整備し、不審者情報共有を開始いたしております。

先ほど御指摘のございました路線バスを活用した通学時の安全確保につきましては、関係省庁協議の上、路線バス等をスクールバスとして活用するための基本的な考え方と取り組み方等について

各都道府県教育委員会等に通知を発出したほか、地方公共団体におけるスクールバスの運用の弾力化や町営バスの小中学生の無料利用など、地方においても自主的な取り組みがなされております。

また、昨日、五月の十一日、私は五閣僚が構成員の青少年育成推進本部副部長会議を開催いたしました。内閣府、警察庁、文部科学省、法務省、厚生労働省から犯罪から子どもを守るための対策などの取り組みが報告されました。関係省庁で連携して、引き続き、子供の安全確保の取り組みに遺漏なきよう推進することを確認いたしました次第でございます。

今後とも、子供の安全を守るために政府一体、一丸となって努めていきたい、このように考えております。

○大島委員 今官房長官からいろいろと現状についてお話をいただきましたけれども、私も民間企業におりますときに、事故が起こりますと、そういう対策、方針というものをばつと示すんですが、それが実際にどういう実態であるのかということとちゃんと把握しないと、官房長官から各都道府県関係、対策推進にそういう指令がおりまして、多分きちつとやっているんだとは思いますが、この質問に当たっているいろいろお話を伺っていますと、現場でどうなっているかというのをどうもまだ十分サーベイしていないような感じを受けます。

ですから、今お話があったような形の指令に基づいて、実際どうなのかということをぜひ事実関係を把握して、そして、不足があるならば、さらに何らかの手を打つことが必要だと思っておりますが、官房長官のこの私の意見に対する御所見をお伺いしたいと思っております。

○安倍内閣府大臣 確かに委員のおっしゃる通りでありまして、対策を打ってそれで満足することなく、実際にその打った対策が効果を発揮しているかどうか、効果を確かめなければならぬ。まさに、プラン・ドゥ・チェック・アクション、こういうサイクルを回していきたい、このように

思いますし、現場で実際に、さらに何か不安があるかどうかという父兄あるいは現場の声もしっかりと受けとめ、また、それをフィードバックできるようにしていきたい、私ども、こう考えております。

○大島委員 今申し上げましたけれども、実は、これもさきに申し上げたとおり、茨城県のPTA連合会の会長さん、女性の方なんです、子供を守るために一生懸命朝晩頑張っているんだけれども疲れていますという声もございまして、今官房長官から御答弁がございましたけれども、ぜひ官房長官みずから、そこら辺の現実、私が指令したとおりにならなければならないのか、現実を調査していただいて、不足があればきちつと指示をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

さて次に、自殺者の問題に入りますが、平成十七年の七月十九日、参議院の厚生労働委員会、自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議というものが行われているんです。

この中の一文を御披露申し上げますと、七年連続で三万人を上回っている。また、人口十万人当たりの自殺死亡率は、我が国では二十五・三人となっており、欧米の先進諸国と比較すると、我が国の自殺死亡率は突出して高い。さらに、自殺未遂は大体この十倍あると言われておりまして、年間自殺者が三万人を上回るといことは、未遂者が三十万人以上いると推定されます。また、自殺や自殺未遂により、遺族や友人など周囲の少なくとも数人が深刻な心理的影響を受けるとされており、全国で毎年、百数十万人の人々が自殺問題に苦しんでいるということになる。

そこで、この決議の中では、自殺予防総合対策センターを設置すること、それから、自殺した人の遺族や自殺リスクの高い自殺未遂者に対する支援については十分に行ってほしいという決議がされているところであります。

私自身も、最近の自殺者の推移というものを調べさせていただきまして、確かに、この決

いきたいと考えております。
よろしくお願い申し上げます。

○大島委員　今、国土交通省からも御答弁をいた
だきましたけれども、官房長官、この自殺問題、
いろいろ新聞でも報道を、特集を組んだりなんか
していますが、どういう心境で自殺をされてしま
うんだらうか、その気持ちを考えて、あるいは
残された遺族なんかを考えると、非常に私はいた
たまれない。それがもしも政治的な影響が強いと
すれば、これは政治の責任ですよ。

特に私は、平成十四年から経済問題が原因で自殺するという方がふえているという傾向を見ますと、まさに小泉内閣の掲げた改革というものが経済的な破綻を呼び、自殺者をふやしているんじゃないか、増加させているんじゃないか。そうなつてくると、ポスト小泉、今最有力というふうに言われておりますが、安倍官房長官が、小泉改革を継承する人ということを小泉さんはおっしゃっていますが、私は、もとの自民党の堀内さんの新聞記事を読ませていただきましたけれども、小泉改革で問題点があればそろそろそれを軌道修正されなければならない、こういう発言もされているんですが、安倍官房長官として、今の

自殺の現状について、あるいは小泉改革、要するに経済的に追い詰められて自殺する人が平成十四年から急増したというこの現象について、どういう御感想をお持ちなのか。

そして、小泉改革というものは、やはり自民党の議員の皆さんのところにみんな張ってあります

が、加速すべきものなのか。もしも問題点があれば、私は、自民党でも民主党でも政権はどつちでもいいのでありますけれども、現実の社会の中で問題点があれば、余りそれにこだわらずに軌道修正してしかるべきだと思うんですが、そのことについての官房長官の御所見をお伺いしたいと思う

○安倍国務大臣　自殺者数でございますが、この自殺者数が、それまで大体二万三、四千人で推移していたものが三万二千人にはね上がったのは平

成九年から平成十年でございまして、これはまだ小泉総理が総理に就任する以前の事でございまして、その後、残念ながらこの三万二千人台でずっと高まりましてしまっているということではないだろうか、このように思うわけでございします。

その中で、今、大島委員からその自殺の理由として経済的な理由ということを挙げられたわけでございしますが、しかしながら、自殺自体は、これはさまざまな要因が絡み合っているのではないかと、このように思うわけでございします。しかし、私の地元の後援者の方にも、会社の経営者ですが、大きな借金を背負い、連帯保証人等の関係もあって、みずから生命保険に幾つか入り、そして自殺をしてそれを清算されたという方もいらっしゃるわけでございします。

そこで、私は、基本的にはこの小泉構造改革は正しい方向であり、これはこの方向に進まない限り、日本が十年後、二十年後に世界の中で堂々と、活力のある、世界から尊敬される国として生き残っていくことはできないのではないかと、このように思うわけでございします。他方、一回失敗したことで、強い挫折感の中で、もうこれはだめだという気持ちを持つ可能性のある人たちに勇気を与えるのも政治の仕事であろう、このように思うわけでございします。一回失敗しても再びチャレンジができる、再チャレンジ、何度でもチャレンジができる社会を可能としていきたい、こう思っています。

一回会社をつぶしても、あるいは会社を解雇されても、もう一度頑張つて職業訓練を受ければ再び雇用される、あるいは会社を頑張つても一回立ち上げることができる、あるいはまた、十八歳で受験を失敗しても、時がたてばもう一度大学院、大学に通うことができる、そしてまたそれが、仕事をしていてもさらにキャリアアップにつながるっていく、こういうようなことも可能な社会にしていけることも我々チャレンジをしていきたい。そのために、今、再チャレンジ推進会議を開

催し、いろいろな方策また政策を結集していきたい、こう考えている次第でございします。

つまり、小泉改革につきましても、検証すべき点はしっかりと検証しながら、その中で挫折を感じる人がいるのであれば、その人たちに勇気を与える政策はしっかりと考えていきたい、このように考えているところであります。

また、自殺の防止につきましても、先ほど厚生省の方から説明がございました。しっかりと自殺防止の施策は進めてまいりたい、こう考えております。

○大島委員 これは警察庁でしょうか、今官房長官が、トータル数字は平成十年からという話ですが、経済生活問題での自殺者の内訳の推移というの資料を私は持っているんですが、平成十二年度から十六年度にかけての人数をちょっと話していただけますか。

○中谷政府参考人 警察庁の資料によりまして、自殺者の数、それから自殺の原因、動機について調査があるわけでございします。

経済問題につきましても、今数字として持っておりますのが平成九年から十年、これはふえたこととございしますけれども、全体的には二万五千人から三万二千人にふえまして、そのうちで経済生活問題、こういうカテゴリーがございします。それによつて自殺をされたと言われておりますのが三千五百五十六名、これは平成九年でございします。これが平成十年には六千五十八という形になってございします。(大島委員「ずっとずっと話してください」と呼ぶ)済みません。あと、現在手持ちでございしますのが、平成十五年、これが八千八百九十七、平成十六年七千九百四十七というのでございします。

○大島委員 おおよそ合っていますが、今、平成十年が六千五百五十八人、それから平成十五年が八千八百九十七人、これは明らかに二千人ふえているんですよ。

ですから、官房長官の御認識の中で、平成九年から大体三万五千人程度の自殺者だとおっしゃい

ましたけれども、経済生活問題で自殺したという内訳を見ますと、明らかに千人から二千人、その要因で自殺している数はふえているんです。グラフを私もいただいたんですが、明らかに、平成十四年、十五年、十六年というのは、これは官房長官も御存じだと思いますが、やはりふえているんですよ、経済生活問題というところでは。

したがって、官房長官も、自殺の推移というのは、平成九、十年から始まっていて、三万五千人ぐらいで大体同じで、小泉改革とは余り関連性はないんだという御認識はぜひ改めていただいて、そして問題点があれば、余り固執することなく、意地を張らずに、国民生活を直視してやっていたら、これが私は、若い安倍総理候補の一つの指針だと思いますよ。

小泉さんと同じことをやるんだしたら、小泉さんにやってもらえはいいんですよ。そうでしょう。安倍さんになるということは、安倍さんの新しい感覚で政治をやるということですから、小泉さんと同じことをやるんだしたら、小泉さんに続投してもらった方がいいんじゃないですか。私はそう思うんですが、安倍官房長官、どう思いますか。(発言する者あり)

○安倍国務大臣 私が先ほど申し上げましたのは、基本的には小泉改革が目指している方向は間違いない。しかし、その間、先ほど申し上げましたように、挫折感の中で悩みあるいは苦しんでいる人たちがあれば、そういう人たちに對して勇気を与える政策をしっかりとこれは考えていかなければいけない、その思いで再チャレンジ推進会議を立ち上げて、今まさに、何をやらねばいいかというところを検討しているところでございします。

○大島委員 これは内閣委員会だというやじも飛びましたから、これはまた、要するに、先ほども申し上げたように、本当に世界の中で女性の自殺率ナンパーワンという、世界一が日本なんです。ロシアよりも高いんです、女性の自殺率が。男性の自殺率は、ナンパーワンがロシアで日本が二番目というこの事実は、非常に政治の原点なの

かな、だって命を絶つというんですよ、希望を失つて。

官房長官は、負けたけれどもまた再チャレンジしてもらえような環境をつくりたいと言われているけれども、再チャレンジすることができなくて、あるいは再チャレンジしても負け続けて、結局どこからもお金を貸してもらえない、どこからも援助をもらえない、あるいは家族の中でも、孤立して家族心中する、そういうケースもあるでしょう。そういう国民がいるということを、大くくりも大事だけれども、ぜひ細かなところにも十分な視点を置いてやっていただくことを官房長官には、将来の日本をよつて立つという話も随分新聞で聞いておりますので、御指摘をさせていただきたいということでもあります。

さて、そこで、今度は警察官の勤務実態等々についてであります。私の知り合いにも警察官がおりまして、正直言つて、警察の勤務はかなりきついんですよ。

そこで、この警察官の勤務実態について、警察庁からも話を聞きましたが、もつと現場の警察官の話を聞いてもらいたいということ、それから、交番なんかでプレハブの交番があるんですよ、仮設の交番が。土地もない、パトカーの駐車場もない。その仮設の交番で一生懸命頑張っているけれども、夏は暑いし、冬は寒いし、それでしっかりとやれと言つたつて、委員長、これはなかなか大変ですよ。

だから、せめてそういう警察官の勤務の環境は、警察庁は、いや、私たちの管轄ではなくて都道府県警の管轄ですとよく言うんだけれども、とはいいながら、では、何のために警察庁はあるのか。全国の二十四万の警察官がみんな心身ともに充実して治安対策に入るのには、私はこういうものを解決することが必要だし、あるいは、警察庁と都道府県警は関係ないといえたらそうかも知れぬけれども、ぜひ、そういう問題があつたら解決しなさいというこの指導をしてもらいたい。それから、凶悪犯罪が非常にふえているんです

ね。これも、言ってみますと、外国人の犯罪者も日本に随分入ってきて、最初から云々する、凶悪な犯罪を犯してしまおうというやからも日本国内に徘徊し始めていますから、日本の警察官もそれに応じた対応をしなきゃならないんです。

私の聞くと、年に一回ぐらいしかピストルの射撃訓練をやっていない。射撃訓練場もなかなかないんです。弾ももつたないしということかもしれないませんが、せっかくけん銃を持っていたも、撃つことがない、練習したことがない、なかなか練習もできない。これでは外国の犯罪者からは、日本の警察官は、ピストルを撃たない、警棒でもそんなにめっちゃたかたかない、捕まっても冷暖房つきの留置所で三食食べられる、こういうふうな評価というか話も聞いているので、私は、日本の警察官の態勢についても、二人で、ワンペアで必ず警らするとか、これはフランスなん

ところ、日本の場合には、なかなか人がいないというので一人勤務、あるいは一人で巡回するということが多くありますが、これはもうそういう社会状況じゃなくなりました。先ほどの自殺もそうだし、穏やかな安心できる社会という状況からもう変わり始めているんです。ですから、このところは警察の方も、社会が変わったんですから、それに対峙するために警察官の方でもそれに準じた態勢を整えてあげないと、警察官、頑張れ頑張れと言ったって、私ばかりいそうだと思いますよ。

それから、けん銃の使用についても、発射するとすぐ新聞ざたになる。だから、けん銃の使用基準なんかも明確にしておいてあげないと、撃つた方がいいのか、それも練習不足の中で撃つんですから、これは大変な状況の中で警察官は今治安対策に入っていることですから、こころを総合して、そろそろ全体的な態勢といいますが、準備態勢を整えることが必要だと思いますが、この件について警察庁の所見を伺います。

○安藤政府参考人 お答えいたします。

いろいろ委員の方から、現場の一線の実情を踏まえた御指摘をされたわけでございます。何点かにつきまして簡潔にお答え申し上げます。

一つは、警察官の勤務時間といいますが、そういう休暇等の現状といいますが、現場の負担が重くなっているのではないかとございまして、

これは確かに、御案内のとおり、平成元年当時と比較しますと犯罪情勢が非常に厳しくなっておりまして、平成十七年と比べますと、刑法犯の認知件数自体が約一・四倍とか、あるいは一一〇番受理件数が約二・二倍ということなどによりまして、やはり現場の警察官の業務負担が大きくなっております。

このことは、例えば平成十六年中の年次有給休暇の平均使用日数のデータを見ますと、一方で、地方公務員の一般というのは一〇・九日の年次休暇の取得であります。他方、警察官は四・八日というところで、数字にもあらわれておるとございまして、我々警察庁としても、そういうことをかねてから重く受けております。

もちろん、第一義的には各都道府県警察におきまして、こういう業務負担の増加に対しまして、まず業務の合理化とかあるいは適正な人員配置、特に管理部門から実働部門へシフトするとか、第一線警察署の人員を強化するとか、さらにはいろいろな、特に年次有給休暇の使用促進、とりわけ夏季においては取得奨励策を強力に推進しております。

そういうことをやっておるわけでありますが、これはさらなる努力が必要で、また先ほど委員も御指摘のように、これは各県が一義的にそれぞれ努力するんですが、警察庁としてはやはり全国的に、どこに負担があるかということやいつも考えながら、もちろん、こういう新しい施策を打つかということも常々考えておりますが、さらに努力してまいりたいというふうに思っております。

す。

二つ目は、ブレハブの仮設交番についての御指摘であります。

これは実際は、ブレハブのこういうものというのは、新しい交番をつくる場合に、暫定的にブレハブとせざるを得ないということでございます。もちろん、御指摘のような環境につきましては、さらに各県の方に指導して環境を改善してまいりたいと思っております。

それからもう一つ、けん銃使用の関係でございます。

これは、まず、新たに採用した警察官に対しては、全体で五十時間以上の実射訓練をして、ここで正確な射撃技術等を身につけさせます。その上で、やはり練度を維持するというのが必要でありますので、実際にけん銃を常時携帯します約十五万人、警察官二十五万のうち約十五万人の警察官に對しましては、毎年一回以上の実射訓練というのをやっております。

ただ、これ以外に模擬訓練弾による射撃訓練、これは年一回以上。それから、やはり射撃技術だけじゃなくて、今は非常に現場の環境といいますが職務執行の環境が悪化しておりますので、いかに現場の複雑な中で正確に使用判断をして撃つかということ、これは映像射撃訓練というシミュレーターを導入して、これを年二回以上実施するというところで、最低でも年二回やって、そうした練度を維持する努力はしております。もちろん完璧ということはありませんので、さらに努力をしております。

けん銃使用につきまして、先ほどの外国の犯罪者の指摘、そういう指摘は承知しております。

そういう中で、従来の日本の警察官として、過度にちよつと抑制的なといいますか、そういう使用の習慣みたいなものがございましたので、これは平成十三年に、取り扱い規範の解釈及び運用につきまして新たに通達を發しまして、撃つべきときはきちんと撃つ、こういうようなことをやって、今、撃つべきときというのは語弊があるかも

しませんが、けん銃使用につきまして、相手を、人を殺傷する武器でありますので、やはりそういう慎重の上の判断というのがあるわけでありまして、従来は、とかく過度に抑制的なところがありまして、現在はその方針で対応しておるわけでございます。

以上でございます。

○竹花政府参考人 警察官のパトロールのあり方についてお答えを申し上げます。

現状では、時間あるいは場所、治安状況等も勘案をいたしまして、これは危ないなと思えば二人でパトロールする、そうでなければ、できるだけ空き交番をつくらないよう一人でパトロールするというところで対処しているところでござい

ます。こういうこともございまして、昨年からことしにかへまして、一人でパトロール中に襲われてけがをしたという事案はございません。いずれも二人以上の者でパトロールしている者が受傷した事件は数十件ございすけれども、そういう状況にございす。

こういう方向で、受傷事故のないように、しかしまた空き交番をつくらないようというところで地域警察官を頑張らせたいというふうに思っております。

○大島委員 そろそろ時間になつてきています、国家公安委員長には鉢呂さんの方から質問していただきますのであれですけれども、今の答弁を聞いても、年に一回しかけん銃の射撃訓練をやらぬ、できない。そして、言ってみますと、日本刀をいつも持つていて、真剣での練習は年一回しかやらない、そして、しかるべきときにピストルを発射しろといったって、いつ発射していいかわからないですね。ところが、相手の方はプロの強盗団なわけですね、言ってみれば。

だから、そういう意味ではもっと、せっかく十四万人がけん銃を携えているんですから、年に一回なんという話じゃなくて、月に一回ぐらいは射撃訓練をやらぬ、もう日本の社会も非常に

かしくなってきた。そういう意味では、いろいろ、弾の予算の関係もあるかもしれないけれども、もっと現場の警察官のことを考えた対策が私には必要なんじゃないかと考えております。

そういうことで、国家公安委員長に対する質問は鉢呂委員の方からさせていただきますので、これで終わります。

○佐藤委員長 次に、鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 民主党の鉢呂吉雄です。

前回の四月の内閣委員会の質問に続きまして、警察関係一本に絞って、国家公安委員長さんだけに質問をさせていただきたい、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大臣、私は、この間、警察問題をずっとやってきております。去年は国対委員長をやっておりますから、一年間は一回も質問できませんでしたので、それ以前も含めて、この警察問題をやってきておるわけでありまして。

今大島委員からもお話があったとおり、国民の皆さんの治安あるいは安全を守る、これは警察の最大の職務であると思っております。同時に、その職務を遂行するに当たっては、国民の皆さんの信頼がしっかりと確立をしておらなければならぬ、こういうふうに思います。

もちろん、警察官の個人的な不祥事も、日常茶飯事のような形で多発をしておる実態もございます。同時にまた、大臣も御案内のとおり、この三、四年間、各県警で、さまざまな裏金、不正経理という形で組織的、慣行的に、長年にわたって正常でない経理が行われておること、これは、もう十三、四県警にわたってこれが発生をしておる。そして、大事なことは、今なおこの問題が終息をしておらないという状況でございます。

例えば、これは昨年になりますが、当委員会でも、委員長初め、調査をいたしました愛媛県、この愛媛県の新聞社の調査でも、他の警察署でも不正があったかという質問に対して、何と八五%の県民の皆さんが、あったと思う。不正流用

はなかった、いわゆる私的流用はなかったという県警側の説明に納得しておりますか、納得しておられないというのが八六・七%。個人的な不正行為だと思ふか組織的なものであるかということに對しても、組織的なものであるというのが八五%。これは、愛媛県警は、大臣も御案内のとおり、いわゆる費目違い、勘違いのようなものはあつて、三百二十万程度でしたか、その国庫、県費の返還という措置はありましたが、いわゆる組織的なもの、あるいはまた個人的な利得、私的流用はなかったという内部調査をしておるわけでありまして、これに県民は納得しておらない。

私の地元の北海道においても、この北海道は、道警本部長がこんなことは絶対ないとおとしの冒頭言ったにもかかわらず、その最高トップを経験された原田元警視長、この発言もあつたりして、全面的に、これは全道ほとんどの警察署あるいは方面本部でこういった組織的な不正経理があつたと認めざるを得なかったのがおとしのときでありました。

しかし、昨年のこれも新聞社の調査でも、九割以上の方は、道警の内部調査は全容が解明されておらない。約八割の方は、強い調査権限を持つ地方自治法に基づく百条委員会、これは証人喚問なり、うそをついたら偽証罪に問える、この百条委員会の設置を八割の方が求めておるという状況なわけでありまして。

私は、こういった観点から、やはり警察は正義を貫く機関であります、みずからの組織の内部におけるこういう不祥事に対して甘いということでは、国民の皆さんに、強い権限に基づく業務の執行はできないのではないかと。あるいは、国民の皆さんからさまざまな情報等のものを得て、その信頼関係の中で初めて事件が解決をするというふう

に思ふわけでありまして。

そういった意味合いから、警察権力というのは、なかなか私ども政治家にとつても、政治家の後援会の電話番号も全部調べておるというぐらにおつかない組織なんですよ。しかし、私は、だれ

かがやらなければ、だれかというのは、やはりこの国会の衆参の議員が意を決してやらなければ、捜査における秘密だということでは言い逃れて、全容が解明されない。これがひいては、単に警察官を全国で五千名増員したとか一万人増員した以上の、私は、きちんとした警察の信頼関係、これをつくる必要がある。

まさに第一線で、先ほど大島さんが言われましたように、大変なところで警察官は職務を遂行しておるわけです。まさにそんな、手当ももらわずやっておる。そういう中で、まさに第一線の警察官、上司の方にも、信頼感を得るためには、こういった内部における不祥事、うそで言いくめるような形にならぬような、しっかりとした全容解明をする必要がある。

私も意を決してやっておるわけでありまして、国家公安委員長も同じ立場だというふうには思っています。単に警察庁の長官という立場ではなくて、国家公安委員会のその存在意義というものをしっかりと踏まえて、私のこの質問に対して御答弁をいただきたい、こういうふうにいるわけであり

ます。

そこで、大臣、そんな細かいことは聞きませんので、ぜひ、後ろの方のペーパーにいきますと耳に入つてこないと思ふので、聞いていただきたいと思ひます。

北海道警察の状況はこういうことです。その中で、私の地元の倶知安警察署で、昨年の十月二十六日に、私がここで、内閣委員会、村田前国家公安委員長に対して質問したその日に、この倶知安警察署の職員の公金横領事件、これを質問しようと思つたら、上前をはねられてマスコミに流されましたが、この横領事件が発覚をしたところでございます。

大臣、よろしいです、大丈夫、細かいことは聞きます。

そういう中で、今、二回にわたる起訴がされまして、総額一千三百四十二万四千余り着服をした。捜査費、捜査報償費、旅費あるいは物品購入費と

いう形で、これが平成十四年の四月十八日から、平成十七年、去年の三月まで、計二十一回、旅費ですとか捜査費については二十一回、これが着服をされておるわけでありまして。

これは会計給与係長という、警察官ではなくて職員だというふうな承知をしておるわけでありまして、これは大臣、道警は、全体で不正経理が行われておるのではなくて、全道、全部、内部調査委員会を設けて調査をいたしました。先ほど言いました。そして、それに基づいて北海道の監査委員の監査も行われて、平成十年から平成十五年までの監査において、確かに、全道、組織的、慣行的にほとんどの警察署で不正経理があつたという認定をされておつたわけでありまして。

そこで、この倶知安警察署ももちろん十五年度まではその中に入つておるわけでありまして、まさにそれは個人的な利得、いわゆる公金横領というものが入つておるというふうには私は思ひますが、そのとおり認識してよろしいかどうか、まずお伺いしたいと思ひます。

○香掛国務大臣 北海道警において、今委員の聞かれたような問題について全面的に調査等をいたしておりますが、それに基づきまして、全道的にそういうものが行われているということではないという結果が出ておりますし、警察庁としても、それらについてのいろいろな、そういうものを踏まえての調査においても、全道的というふうなことは、ない、倶知安警察署における、この方そういう特別な行為であつたというふうに認識いたしております。

○鉢呂委員 昨年の十月の内閣委員会におきまして、漆間警察庁長官も村田国家公安委員長も、私的流用はなかった、組織の立場を離れ、個人的な利得を目的とした使用はなかった、こういうふう

に私に答弁されました。

しかし、実際、公金横領事件でありますから、いわゆる個人的な形で流用をされた。倶知安警察署におきまして、あつたということでありまして、これは、この十月の時点の答弁が一部覆ると

いうものになる、こういうふうに理解をしてよろしいかと思いますが、そうでしょうか。

○査掛国務大臣 いや、昨年のその答弁以降の考え方は変わっておりません。この人、この倶知安の係長さんですかの個人的な問題であり、いわゆる私的な流用云々というのは、この人の個人的で、全道的にそういうものが行われているということではないというふうに、道警検査、またこれは警察もそうですし、道の監査委員会もございまして、警察庁としてもそういうことは無いというふうに認識いたしております。

○鉢呂委員 全道的とは言っておりません。当時、長官も国家公安委員長も、いわゆる私的な流用、私的な流用ですからこれは個人的なものであります。これは認められなかったというふうに言っておるわけでありまして。それが今回、ちょうど十月、私が指摘をして、それから捜査を、内偵から捜査に変わって、十二月に第一回目の起訴をしたわけでありまして、そういう意味では、何も組織的に私的な流用、組織的に私的な流用といったことはえらいことになりましたが、個人的な私的な流用はなかったというふうに、いわゆる道警内部の調査委員会ではそのように報告をしたわけでありまして、それは覆るということ。そういうことでよろしいですね。

○査掛国務大臣 もう少し詳細に御説明いたしますと、北海道警察において行いました特別調査というものは、問題になっておりました捜査費、旅費、食糧費及び交際費を対象に厳正な調査を行ったものについて申し上げていたのでございます。

倶知安警察署における業務上横領というものは、いわゆる物品関係の問題でございまして、支払い関係書類の金額の改ざんや旅費支給関係書類の差しかえにより、書類上の整合性や体裁が巧妙に整えられていたことに加え、署内の管理体制の甘さについて行われた犯罪であったために、署長、次長等に対しての聴取からも把握できず、発見できなかった、こういう特に捜査費等の問題と関連のない時点での事件として起きたものだというふう

に認識いたしております。

○鉢呂委員 それは事実認識が全然間違っておりまして、それは事務方も含めておかしい話で、そのうちの二百三十万円はいわゆる旅費、捜査費、捜査報償費が入っているわけですから、そういう間違った答弁をしても困ります。

○査掛国務大臣 今委員の言われたように、その横領の中には、旅費支給関係書類の差しかえなどによつて書類上の体裁を整えた上で、旅費の抜き取りなども一部やっていたということではございまして、この性質として、いわゆる捜査費あるいは旅費、そういうものがある程度まとめて組織的にやっていたというふうなものではなくて、これは全く個人的な問題であるというふうに、前の問題とは違う次元の話だというふうに認識しております。

○鉢呂委員 それは違います。組織的であろうと私的であろうと、全部調査したんですね。全部調査したんです。そのときにそういった私的な流用はなかったということですから、いわゆる特別調査と全然質が違ふなと言ったら大変なことになります。

こんなことで質問の時間をつぶすのもつたないんですが、ちゃんと答えてください。何をやってるんですか。

○査掛国務大臣 監査というものは、会計検査院もそうですし、私らも国家公務員をやつて監査するんですが、何もかも使つたものを一〇〇%やれるものではないですね。書類上見て、一応全体としてそういうものを把握し、その中から抜き取つて、特に問題がありそうだと思うようなものを何割かやるわけです。そして、全体としてこれを認定するといふものでございまして、一応書類上見て、今の係長さんのように非常に巧妙に書類をいろいろ取り繕つてあったりすれば、検査官として、それをさらに見抜くという目にはやはり限界があるというふうに思います。

ですから、一般的な、きちつとした厳正な検査、調査を行った上で、そういうものをきちつと

認定した、しかし、その中には今のような巧妙な手法を使つてそれを逃れていたものがたまたまあったということであつて、そのことをもつて全体が、いわゆる検査が非常に不適正であつたとか、甘かつたということではないというふうに考えております。

○鉢呂委員 監査報告で、そういう私的な流用はなかったというふうに断じておるんですよ。しかし、私的な流用はあつたんですよ。あつたということとは、その監査指摘とは違うということとは、国家公安委員長、認めるのに何もやぶさかではないじゃないですか。何を言っているんですか。監査はいいかげんにやっているということですか。

では、なぜ私的な流用はなかったというふうに断定したんですか。断定しなくても、そういうふうな記述されているんですか。それに対して、反しているんじゃないかと言っているだけです。違うんですか。

○査掛国務大臣 北海道警のいわゆる特別調査において、今私が申し上げたようなことをきちつとしたけれども、そこではそういうものは認められなかったということを言っているわけで、その後、今のような、すき間を抜けてのそういうことがあつたということであつて、前のことそのものが間違つていっているというふうなことではないというふうに理解しております。

○鉢呂委員 実は、ことしの四月二十七日に、警察庁は平成十七年度の会計監査実施結果報告書を出しています。

大臣、これは、平成十六年の四月一日に国家公安委員会規則を改めまして、厳重に警察庁内部の監査、監査室がやつておる監査についてもきちつと規則を定めてやつておまして、この監査報告は、警察庁長官から国家公安委員会にきちんと報告をするということで、書類でされておるものがあります。

この中に、北海道は重点的にやると。実は、おとしは内部調査も道警がやつておるといふことで、昨年、平成十年以降のものを一括、重点的に

監査をした。これは警察庁がやつた監査です。

この中でも、先ほど言つたいわゆる道警の内部監査、内部調査を追認して、追認してですよ、私的な流用、この中には、個人的な利得については認められなかった、こういうふうな監査報告をしているんですよ。これは十一月と十二月にやつた、こういうふうな書類でなつておりました。

大臣、先ほど言つたように、倶知安のものは十月に、私が指摘するそのときに発覚をして、十二月に検査が書類送検した事案なわけでありまして、まさにそれについて、やはりきちつとこの監査報告に入れ込むのが本当の意味の監査じゃないですか。

もちろん、道警の内部調査ではこれはわからなかったのは事実です。今回の倶知安警察署の起訴を踏まえて、どうであつたかという認識を私は聞いておるんですが、しかし、この警察庁の監査報告はいかにもずさんと言わざるを得ないですよ。これについてはどうですか。

○査掛国務大臣 警察庁の監査は、いわゆる北海道警において行つた調査、監査、そういうものを踏まえて、その中で幾つかの問題のところに就いて現場できちつと確認して、そして全体として間違いがなかったというふうな形で行うものでありまして、倶知安の今の問題について、既に警察庁の監査の前にわかつていたではないかとか今いろいろ言われますが、その点については私どもは調査してきておりません。事前にきちつと言つていただければ調査しておるんですが、そういうことが伝えられておりませんから。

一般的な形で申し上げれば、警察庁としては、そのような監査をし、そしてその監査において特にそこを来すことがなければ、それで確認したという形になる、そういうものでございまして。

○鉢呂委員 それは、国家公安委員長、この監査報告書を読んでいないというか、きちつと認識をとらえていない。

この報告書ではちゃんと個別具体的に、三重県警、山口県警、タクシー代についても払つていな

いものを返還するよう指示したとか、指示事項を見てもらなさい、個別具体的に言っているんですよ。しかも、私が十月の内閣委員会で指摘をした事項について、あなた、そんなものは周知しないでやってきたからと。これは四月二十七日に監査報告書が出ているんですよ。そういった個別具体的なものについてもちゃんと指摘をしなければならぬ。

北海道の警察については私的流用はなかった、あの北海道警察の内部調査のおりだった、こういうふうには言っているんですよ。これはおかしいですよ。これ以上質問しても、私、大変貴重な時間をいただいているわけですから、ちゃんと答弁してください。

○香掛国務大臣 警察庁においては、北海道警察に対する監査に際して、御指摘の事実について北海道警察から報告を受けたものというふうに理解しております。

なお、今御指摘の警察庁の平成十七年度の監査においては、今回の業務上横領事件にかかわる執行については、当該事件が捜査中であるということも踏まえまして、監査の対象としなかったというふうに報告されております。

○鉢呂委員 捜査中だから調査の対象にしなかった。警察のみずからの内部のことなんですよ。一般的などこかの、第三者の捜査にかかわることじゃなくて、みずからの問題について、ほかのところは全部やっているでしょう、そういうふうな、指摘したものは刑事事件であろうと全部報告していますよ。それは、きちっとこの監査報告書に記載をされなかったらだめだと国家公安委員長が厳しくやるのが当然じゃないですか、だめですよ、そんな。

ちよっと、時間とめてください。
○香掛国務大臣 捜査中のものについては一応除いてするということ、今までも、ほかでもやっているそうでございますので、捜査中のものについては、捜査が終わり次第、翌年度なり次の年の監査においてそれをきちっとやって報告するとい

うことだというふうに思います。
○鉢呂委員 そうでございますのようないまいなことを言ってもらっては困ります。

そして、これはまさに、平成十年から十五年にかかわる、非常に国民注視の内部調査にかかわる、では、なぜ問題なかったなんて書けるんですか。一部捜査中だから、あるいは起訴中だから、公判中だからというその留意事項、全部書いてあるじゃないですか、これ中身見たら、米印で。ほかの事例ですよ。こんなあいまいな監査報告書で事足れりとする、そういったことが重大なんですよ。今回だって、俱知安警察署、函館中央署、私的流用で全部出ているんですよ。こんな監査室の怠慢さ、これは指摘されて十分じゃないですか。
○香掛国務大臣 北海道警察におきましては、多くの所属で、業者から白紙の請求書を受領し、それを利用して水増し請求を行っていたとの事実は把握されていないものと了解しております。

なお、北海道警察においては、当該業務上横領事件等を踏まえ、監査において実際に支払われた金額や納入された物品が支払い関係書類に記載された内容と相違ないかを取引業者に対して直接確認するなどして、より実効性のある監査を実施しているものと承知しております。

○鉢呂委員 それは次の質問事項の話で、今の感じではありません。

白紙の請求書に基づく物品購入費にかかわる水増し請求、これは次の段階で、もちろんこれは道費でありますから、国費ではありません。国費の先ほど言いました二百十三万の二十一回の取引は、取引という不正行為は、まさに捜査費、旅費の全道的に行った北海道の内部調査、これにかかわる、一部は除かれますよ、十五年以降のものは、一部は除かれますよ、これに直接かかわるものだから言っているわけですよ。

ちゃんと、大臣、きちっと私の、何も私はうそを言っているわけじゃないですから、物品購入費なんか今言っていないよ。これは違うんですよ、後からまた言いますが、こんなことで、委員長、

だめですよ、私、事前にきちっと言っているのに。

○香掛国務大臣 そういうことであれば、事前にきちんと言っていたら、前日きちっと調べたまいます。何もそういう質問なくして、すべのことにについて私にそれを理解してこいと言われても、きのう来、私もけさまで起きていたような状態で、たぐさんのことをやっているんですよ。ですから、きちっとこれから教えてくださいます、そうすれば、それに対してきちっとした答えをつくってまいりますから。

○佐藤委員長 ちよっと、速記をとめて。

(速記中止)

○佐藤委員長 速記を起こして。

鉢呂君。

○鉢呂委員 私は今、少し質問の中で言ったように、昨年も私が質問した中で、大臣、ちよっと聞いてください、公金着服について私が指摘をさせていただきまして、そして、その後の段階についても、私も今も説明をさせていただいて、こういった公金着服、いわゆる私的流用に相当するものについては、道警のいわゆる内部調査委員会の報告はそれ以前のものでありますから、当然それは指摘することにはなりませんでしたが、それ以降について、こういう事件として発覚をしたわけですから、当然これは私的流用があったということになりますねということを大臣として認めるかどうかの話であります。

それから、監査報告書についても、私はきちっと、これは大臣に行っている四月の二十七日の報告書です。この中で、道警問題を重点的にやっただ、そしてその総括の中で、北海道警察調査委員会による調査結果と異なる事実は認められなかった、こういうふうな、去年の十二月の監査を踏まえて、この四月の二十七日にそういう報告書を大臣に上げておられるわけでありまして、これは去年の十月から私も指摘をし、警察の会計課監査室は当然これに着目しているわけですから、しかも十二月に第一回目の起訴がされたわけでありまして

ら、当然これは、特にこれは警察庁として、こういった書きぶりは事実と違うのではないかとこの御答弁を求めているわけでありまして。

○香掛国務大臣 私は、監査についていろいろ申し上げたのですが、今言われたように、いわゆる俱知安警察署においてそういう横領事件があった、そしてその中で、今起訴も云々されている。そういうことを踏まえれば、監査とは別に、要するにそういうものが、北海道警の中で横領事件があったということは、これは当然、認めるも認めないもなく、そういう事実はあったわけですよ。

○鉢呂委員 ですから、それを認めた上に立つて、この監査実施結果報告書の文言というのは適切ではないのではないかと。国家公安委員長にこれは提出するという規則をつくって、大変責任あるものとして出されたという中で、ほかの警察の問題については本当に詳細に、詳細というか指示と指導があるんですが、個別具体的な形で指摘をしておるわけですから、こういったものに比べたら、もっと重大な問題として、公金横領というものが警察の内部調査、捜査を踏まえて、もう既に発覚しておるわけですから、これを監査報告書に指摘するというのは当然ではないでしょうか。

○香掛国務大臣 これは、監査結果については、平成十七年度監査において確認した内容を記載したものでありまして、したがって、監査対象としなかった俱知安の業務上横領については記載しなかったものであります。これは次のときに別途として、当然この問題は、これは十八年度になりますから、毎年度警察庁やることになっております。その時期においてこの問題はきちっと取り上げられるものだというふうに考えております。

○鉢呂委員 私は、そういう定期だからということではありません。まさに北海道の場合は重点的に、皆さんが監査をしたときには、既にこの事案はもうわかっていたことであります。同時に、きょうは会計検査院が来ておりますから、会計検査院は警察庁に対してどのような所見

を今回の会計検査の報告でも述べられておるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○諸澤会計検査院当局者 平成十六年度決算検査報告に掲記いたしました所見についてのお尋ねでございますが、私どもの所見におきましては、北海道警察等において、捜査費等に関する不適正な経理が内部調査によって判明したということ、そして、今後新たに同種の事態が発覚した場合に、徹底的な調査及び速やかな対処が行えるような体制の構築も肝要であると記述しているところでございます。

○鉢呂委員 これは昨年末に、我々の手元にはこの一月でありましたが、会計検査の報告で、特に警察庁に対して、所見という形で、今もお話がありました、今後新たに同種の事態が発覚した場合には、徹底した速やかな調査、これを言っているんですよ。あるいはまた、次のところは、対処ができるような体制の構築という二つを言っているんですが、いずれにいたしましても、やはりこの種の問題が発生した場合には、速やかな調査、監査等を行えということを行っているんですよ。会計検査院みずからそういう体制でいきますというふうに、後でまたこれは求めますが、定期に載っていないからこれは書き込んでいなかったというような問題ではないのですか。どうですか。

○香掛国務大臣 それは、この俱知安の問題は、今警察庁がいろいろ調査したりした時点においてはまだ捜査中のものでございました。したがって、それがきちっと結論が出てからやるべきことで、まだ捜査中であつたのでこれは除くとしたものであつて、決してこれを隠していくとか、そういうものではないと。厳正な検査を行い、監査を行つていくことは当然でありますから、これからもうこういう問題について厳正に対応していきたいというふうに思つております。

○鉢呂委員 それは今大臣が即席で言われたんですけど、では、北海道警察はこれについて監査をするというふうに言つておりますか、御答弁願

います。

○香掛国務大臣 北海道警察においては、当然、こういう今回の事案も含めて厳正な監査をすることになると思ひます。

○鉢呂委員 これは、北海道知事は北海道監査委員に再監査を強く要請したところでありまして、しかし、北海道警については、私ども、そういう確認をしております。国家公安委員長が、そういう、なると思ひますというふうなあいまいな答弁で果たしていいのかどうか。確かに私、この点については事前にお話をしておりますが、やはり強い姿勢が必要ではないですか。

○香掛国務大臣 北海道警察におきましては、当該業務上横領事件等を踏まえ、監査において実際に支払われた金額や納入された物品が支払い関係書類に記載された内容と相違ないかを取引業者に對して直接確認するなどして、より実効性のある監査を実施しているものであります。今言われた件については今後とも厳正に監査していくことになりま。

○鉢呂委員 その最後のなりますというの、どういう、だれが主体のことを言っているんですか。第三者的な、評論家的な形ですか。

○香掛国務大臣 これは直轄的な組織的なあれではなくて、北海道は自治体として運営されるわけですし、私らのこの国家公安委員会というのは、警察庁を管理する、警察庁に対しても直接、一つずつやるわけじゃなくて、包括的にこれを管理する立場でございまして、自分みずからやるものではないと。

したがって、またさらに、この警察であるところについては、督促するとか、これはぜひやれということ、自分がするのであれば、私はやりまうということ、例えば国土交通省、私建設省出身ですが、普通の大員なら、建設省の出先であれば、私がやりまうと。それで決着することですが、私がここで、では、そのことをやりまうと言っても、私、組織的、法律的にはそういう体制に現になつていないんです。ですから、私とし

ては、いわゆる督促する、そういうものをきちつとやるように、やりなさいと督促するのは私の包括的な権限でございまして、そういう形で私としてできる限りのことはやりますということを申し上げておるんです。

○鉢呂委員 これは、大臣、警察庁が監査実施結果報告書を出しているように、国費の捜査費あるいは旅費、こういうものが使われている、こういうふうな起訴状にも書かれておるわけでありまして、まさに警察庁が、私は最初に言つておるの、十七年度の監査報告の中できちつとやるべきだ、おかしいじゃないかという指摘をしておるわけですから、まさに国家公安委員長が警察庁長官に、なぜ皆さんの監査室が総力を挙げて一日も早く、こういった私的流用があつたわけですから、去年の十月に漆間長官は、あつたら証拠持つてこい、こういうふうな私に強気の答弁をしていたんですよ。

みずから内部の問題についてあれだけ、さまざまなライブドアの問題についても耐震偽装についても、百力所以上も家宅捜索をして事件をちゃんとやつておるのに、これだけ全国規模で警察内部の問題について家宅捜索等の強制捜査もできないで、みずからに甘い、こういうふうな国民からも思われておる、こういった問題について、ちゃんと国家公安委員長として警察庁長官に指導をしなればならないと私は思ひます。いかがですか。

○香掛国務大臣 その点については十分督促もしておりますし、いろいろ、週一週ずつ国家公安委員会委員と警察庁幹部との会合もありますから、その際についてはきちつとそういう話は申し上げております。

その上で、一連の不適正経理事案についてですけども、国家公安委員会は、関係警察において事実関係を厳正に解明し、その結果を公表するとともに、処分や返還などの必要な措置を速やかにとるよう警察庁を督促もいたしております。

また、これら不適正経理事案を踏まえて、国家公安委員会は、会計の監査に関する規則を制定する、警察庁が行う会計検査については毎年度すべての都道府県警察を対象とするともに、その手法、体制についても工夫を加えるよう警察庁を指導いたしておりますなど、これまでよりリーダーシップを十分発揮してきているというふうな思つております。

○鉢呂委員 ちよつと時間がなくなつてしまいましたが、大臣は、先ほどの公金着服、横領で、巧妙になされておつたので監査等ではわからなかったという表現をされたわけでありまして。

私の質問主意書に対しても、小泉内閣の答弁は、書類上の体裁が巧妙でわからなかったと。これは北海道警の監査も定期にやつておるんですが、わからなかったという表現なんです。しかし、警察、検察を含めての起訴状を見ますと、こういうふうな言われております。

この職員は、警察署長名で、いわゆる捜査費等が上から来た場合に、銀行の署長名義の口座に入つたものを自分名義の口座に振りかえ入金、これは伝票振りかえをしておる。これが二十一回です。しかも、今週月曜日の五月八日の公判で、この被告人は、上司がきちんと通帳を確認すれば、すぐ着服は見破られると思つていた、見破られていたと思つた。

それから、被告人は、この警察署に着任したときに、もう既に自分の、会計担当係長ですが、自分の机の中にその署長の印鑑があつた。その後二回署長はかわつたんですが、次の署長のときは、新しい印鑑をつくれということで、つくつて自分が保管した。次のときは、印影、判こを押したその跡のものをもつてやはり印鑑をつくつて、少なくとも三本はつくつて自分が保管していた。

こういうような表現で、私の質問主意書には、どういふ決裁しておつたんですかというのに対して、署長ないし次長が決裁しておつたというふうな答弁書はなつておるんですが、この月曜日の形からいけば、公判の被告人の証言からいけば、もう預けつ放し。監査なり決裁というのは、通帳、現金なり、現金は出納簿と現金が本当にあ

るかどうか、あるいはさまざまな会計は、やはり現金にかかわるものは通帳を確認するというのもうイロハの話でありまして、書類上巧妙でわからなかったというのは余りにも実態を言っていない、こう言わざるを得ません。

ですから、多分、大臣、平成十三年から警察刷新、強化で、こういう経理もきちつとやるということになったんですが、去年の三月までこういった着服が行われておったんです。

もう時間がなくなるからあれですが、しかも、先ほど言ったように、物品購入費については白地の請求書、これを使った。しかも、これは、私が行ったところではほとんどこういう形で白地の請求書に基づいて行われておった。この方は、例えば道警の薬物対策課でも会計を担当しております。

あるいは、大臣、このほかにももう一件、函館中央署、江差署でも同じような事例で着服が起きておるんです。最近のことです。去年の三月までということなんです。

警察の体質は変わっておらない、この経理処理について。やはりきちんとした調査を、物品購入費についてはもちろん都道府県費です、したがって、これは国家公安委員長がやれというふうなことはできかねるかわかりませんが、警察全体の不正経理という事例からいまして、大臣、こつちの話をひとつ聞いてください、きちつと国家公安委員長として都道府県警に、今回調査しているのは四費目と言われている、いわゆる県費、国費の捜査、捜査報償費、これが一つです。それから、旅費も国費と県費があります。それから、交際費ともう一つあるわけです。しかし、こういった物品購入費とか、まだ全部で七つ以上あるんですが、これらについては調査をしております。私はそれらも含めて調査をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○香掛国務大臣 今いろいろ項目を挙げられましたが、ともかく適正なそういう監査というのはぜひ必要だというふうに思います。

この職員のやり方というのは本当に許せない行為だというふうに思いますが、非常に計画的に準備しながらやっているということ、それから、今おっしゃった、では、その上司の者が監査、ちゃんと検査、あるいはそういう通常の管理者としての注意が欠けていなかったかといえ、欠けていたというふうに思います。したがって、そういう方々は、しかるべく処分はいたしております。

これからの、厳正な処分、そして綱紀、規律、そういうものをきちつと警察官は身につけていく、従来からきちつとやっているというふうな思っております。それから、こういう事実を見ると、そういうこともあるのかなという思いもいたします。で、適正な、厳正な監査を行い、また何らか非違な行為があれば厳正な処分をすることをやっていきたいというふうに思います。

○鉢呂委員 私の質問の趣旨は、この個人も、もちろん犯罪ですから、許せません。しかし、同時に、白地請求書、全く白紙の請求書というふうなもの、白地請求書の各地で広くこういう方式でやっているというところで、やはり原田警視長が言っているように、お金に色がついていない。しかも、ほとんど領収書はないんですよ、この前私が質問したように。現金で渡されて、実際に使われたかわからない。

しかし、同時に、最もいけないのは、これは福岡県警でも北海道警も同じですが、署長等が異動の際に、せんべつ費と称して多額の数百万にわたる現金、その裏金、不正経理で残ったものを持っていくってしまふということ、いわゆる第一線の警察官は本当に何も、旅費ももらわないで、自分の事件に当たって身銭を切りながらやっている中で、大臣、聞いてください、答弁は求めませんから、そういったことが最も上の幹部によって行われておる。

大臣、答弁は求めませんから、そして、警察の組織は、警察庁から幹部が、第一線の高級の第一捜査課長とかそういう部門も含めて、警察庁から派遣されておるんです。

ですから、この組織の実態からいけば、私は、ある面では警察庁を交えた組織的な犯罪の容疑が非常に強い。もう十四県がそういう形になっていきますから、それらを含めて、大臣が重大な決意でこの不正経理問題に臨んでいただきたい。

また質問する機会もあると思いますが、きょうはもう五分の一、六分の一でありましたから、私の質問とさせていただきます。

答弁は要りません、私は時間を守りたいと思いますので。

○佐藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、日本の原子力発電所も大体三十年から四十年たつてきましたから、原発というのは、原子炉の圧力容器の中で核燃料が要するに核分裂反応をやっているわけですから、中性子がどんどん飛び交い、それによって連鎖反応が次々と起こっていく、そういう現象ですが、中性子によって材料がたたかれることによって弱くなってくるという問題があるんですね。わかりやすく言いますと、要するに、熱いガラスのコップの中に冷たい水を入れたらぱりんと割れるように、もろくなるということとはそういう意味なんです。

そこで、きょうは、脆性遷移温度というのをお手元に資料を配らせていただいておりますが、これは、幾つかある原発の原子炉圧力容器、これに中性子がどれくらい当たったときにどれくらいもろくなっていくかということ、この脆性遷移温度というのがほとんど上がっていくわけですね。ですから、こういうグラフというのは、少し端っこと端っこを斜め向けにこういうふうに見てもらったと、大体の傾向として、ずっと右肩上がりに上がっていくというのがよくわかってもらえるとと思うんです。

これは片対数グラフですから、横軸の方は、中性子照射量が、上の数字の下に一掛ける十の十六乗とか十七乗、十八乗というふうに書いておりますが、要するに、中性子が一平方センチ当たり幾ら当たったかというその個数、それを横軸にし

て、そのときにもろくなっていく度合い、つまり脆性遷移温度がどう変化しているかというのを、全部の原発ではこんがらがってややこしくなりまうから、沸騰水型では敦賀一号、福島第一原発一号機、あと、加圧水型では関電美浜一号、二号、大飯一号、二号、九州電力の玄海一号というものについてプロットしたのがこのグラフです。そのもとなるデータが下にある表であります。

それで、加圧水型原発については、高速中性子が、要するに、今言いました圧力容器の壁、炉壁などに、母材に照射されることによって、中性子が当たりやすと金属格子がきちつとした組み合わせのところからずれるものですから、格子欠陥というんですが、これが生じます。そうなりますと、緊急事態発生時に原子炉の急冷を行ったときに、急に冷やしたときに、金属がもろくなっている、原子炉が壊れるという問題を抱えてくるというのが原発の老朽化ということなんです。

沸騰水型原発の場合には、三年ほど前に東京電力の不正事件で明らかになりましたが、炉心隔壁と言われるコアシラウドというものが中性子を遮へいする役割を果たしておりますから、ある意味では、圧力容器の壁に中性子が当たる比率が加圧水型に比べると二けたから三けたは低い数字になつておる。つまり照射量が少ないということになるわけですが、いざれにしても、その場合は、コアシラウドというのが中性子を次々と浴びてもろくなってくる、ひびが入りやすくなる。とか、そういう問題が出てくるということなんです。

このことは、制御棒に関しても、あるいは燃料被覆管の被覆材の方で、燃料体の被覆管などでもそういう問題は本来起こり得る問題で、最近も、東京電力を初めとして、ハフニウムの制御棒の制御板にひびが入ったというのは、そういう中性子が次々と照射されることによって起こった現象です。

そこで、最初に政府参考人の方に伺っておきますが、もろくなる状況を示すこの脆性遷移温度

が、これはどんな温度が上がっていった、美浜一号ですと七十四度C、美浜二号で七十八度C、高浜一号で八十八度C、大飯二号で七十度C、玄海一号で五十八度Cというふうになっていきますけれども、いずれも、運転開始前はマイナス数度とか、あるいはマイナス三十度ぐらいが脆性遷移温度であったものですから、やはり三十年、四十年近く運転してくると、そのことによって脆性遷移温度がうんと上がってきているということをまず読み取らなさいけない。もうくなつてきているという問題について真剣に取り組んでいかなさいけないというふうに思うわけですが、まず最初に、この数字などを含めて少し確認をしておきたいと思っています。

○広瀬政府参考人 先生御指摘の脆性遷移温度の上昇でございますが、これは、高経年化に伴う主要な劣化現象の一つであります中性子照射脆化によるものであると認識をいたしております。核分裂により発生する中性子が長期間にわたり压力容器に照射されることにより、破壊靱性が徐々に低下されるものでございます。

これにつきましては、炉内に装荷した監視試験片を取り出し、強度試験を行うことによりまして健全性を確認することといたしております。

○吉井委員 ですから、そういうふうにして健全性というのは、つまり、健全であるか、大分危ないと思つて注意しなさいけないかということを確認する試験片であるわけですが、今申し上げました数字は、これは絶対値なんですね。

それで、相対的に、つまり、どれぐらいもろくなつたかという点では相対値で見た方がいいので、これは、資料の下の方の表の、それぞれの、ゼロというのは装荷したときですから、運転前ですから、一番新しい数字が一番大きい数字として、美浜一号にしても二号にしてもみんなこの差をとればいいわけですから、そうすると、この相対値で見たときに、美浜二号では八十一度C、大飯原発二号では八十八度C、玄海一号では七十二度Cなど、上昇が非常に大きいんですね。

だから、そういう点では、絶対値も高くなっているんですが、相対的に見ても、かなり日本の原発も長期に運転してきて、材料の面ではもろさという点について真剣に考え、取り組んでいかなさいけないという問題を抱えてきていると私は思うんですが、これも政府参考人に伺います。

○広瀬政府参考人 先生御指摘のように、沸騰水型と加圧水型を比べましたときに、加圧水型の原子炉の方が中性子照射量が多くなる傾向にござい

ます。また、この表にございます各炉で、沸騰水型と加圧水型があるわけですが、材料の中に含まれる不純物によりまして脆性遷移温度の上昇傾向が変わつてまいります。一般に、不純物の含有量が多いほどその傾向が大きくなると言われておりますので、このような中性子照射量、また材料の不純物の量等をこれからしっかりと管理していくことが重要だと考えております。

○吉井委員 今おっしゃった沸騰水型ですと、さつき言いましたように、炉心を取り巻いているコアシユラウドという炉心隔壁がありますから、直接的には、原発の压力容器に当たる中性子の量は加圧水型に比べて二けた、三けた低いんですね。

ところが、このグラフの左端に近い方をごらんいただくとよくわかるんですが、沸騰水型の敦賀一号は、下の方は確かに低いんですが、白い四角です、これもほとんど使用しているうちに高くなつてきて、これは五十度を超えるものになつてきています。福島第一原発の一号機については、これは○・一というところ、一掛ける十の十八乗個のところで見ると、急速に、わずかの調査期間にぐんと上がつていっているんですね。

これは、實際上、データというのはばらつきもありまして、私はそれだけで決めつけて物を言うわけじゃありませんが、この傾きのまま行きますと、比較的近いときに調べたときにはさらにぐんと上がつていくことになりまして、そうすると、これはNRCの方がきちんとした解析を

しなさいいけないう言っている華氏二百七十度、摂氏百三十二度というところに、これは百度のちよつと上のあたりですけれども、すぐに到達をするということ、これは、いずれにしても、沸騰水型原発の場合であっても压力容器の脆化がコアシユラウドの問題だけじゃなくに進んでいる。このことを、加圧水型だけじゃなくて沸騰水型についてもこの脆化という問題はかなり深刻に受けとめる必要があるというふうに思うんですが、この点、政府参考人、どうですか。

○広瀬政府参考人 先生御指摘のように、中性子照射脆化によりまして遷移温度の上昇につきまして、運転管理の面でも十分対応していくことが必要であると考えております。特に脆性破壊に厳しくなりますのは、運転中あるいは事故時に低温かつ高圧力になることでありますので、先生御指摘の沸騰水型原子炉につきましても、特にそのような状況になる事態、例えば原子炉压力容器の耐圧試験時によく注意をするということが必要になつてくると考えております。

○吉井委員 それで、実は、これは压力容器だけの話で見ていたんですが、私、余りいろいろ書き込むとややこしくなるから省略しているんですが、三年ほど前の東京電力のコアシユラウドのひび割れ問題ですね。あのデータというのは、実はこれで見ると、今度は右端の方から一つこつちに一という数字がありますが、これは中性子照射量が一掛ける十の十九乗個・パー・スクエアセンチというところ。その少し右あたりのところを見ていただくと、上から白い三角、黒い三角、黒い四角のひし形にしたもの、それからプラスに、白いひし形に見える、これが大体一直線に並んでいるぐらいに見えるところがあります。これは上から美浜一号、美浜二号、大飯二号、玄海一号、大飯一号というふうな縦型に大体並んでいるところなんです。

実はこのところで、一・八三掛ける十の十九乗個で、東京電力は福島第二原発三号機で、溶接線ナンバーH2というところでひび割れを起こして

いますね。その一つだけじゃありませんが、あれはその周辺で、つまり、今までは压力容器についてはこの程度なら大丈夫だろうと思つていた領域で、実は中性子照射が非常に多いものですから、東京電力のコアシユラウドではひび割れが起こつていたというのが幾つも観測されたというのが事実の問題としてあると思うんですが、これも参考人の方に伺つておきます。

○広瀬政府参考人 先生が御指摘になられました東京電力の福島第一・四号機、第二・二号機、第二・三号機、第二・四号機、また柏崎刈羽一号機のシユラウドの溶接線、これはそれぞれ場所が異なつておりますけれども、その溶接線のところで中性子照射によるものと思われましてひびが生じております。

このひびにつきましては、それぞれのひびの状況に照らしまして破壊力学的評価を実施いたしております。

○吉井委員 私が今言いましたのは、コアシユラウドで一・八三、つまり大体二掛ける十の十九乗ぐらいの照射量のところで、そこで幾つもの沸騰水型原発でひび割れが起こつたんです。同じ照射線量に至つてはいるのがこの周辺の加圧水型原発の压力容器と言われる、核分裂反応をくぐる入った、それぐらいの中性子の照射量になつていて、このグラフを見ておきますとよくわかるわけですね。

それで、参考人の方に引き続いて伺いますが、外国の研究事例に基づいて、中性子照射量が一方センチ当たり三掛ける十の二十乗個以上になると、コアシユラウド、炉心隔壁の材料であるステンレス鋼に脆性劣化が起こるということを、これは二〇〇二年八月二十九日の原子力安全・保安院の、東電原発の不正事件の安全性への影響についてという報告の中で示しておられると思うんです。

外国の研究事例にしても、そして保安院自身が考えていらっしゃるものにしても、中性子照射量

は、既にコアシユラウドで起こっているわけですが、ステンレス鋼であっても脆性劣化がかなり深刻に起こってくる、このことを国の方ではつかんでおられると思うんですが、どうですか。

○広瀬政府参考人 先生御指摘のように、炉心シユラウドへの中性子照射量が三掛け十の二十四乗個中性子・単位平方センチメートル以上になると、炉心シユラウドの材料、ステンレス鋼でございしますが、脆化するという海外からの情報を私も確認いたしております。

このような中性子照射による脆化に對しまして、私も、いろいろなことを今取り組もうと考えておるところでございます。その一つとして、やはり監視の試験のデータをふやしていく、中性子照射量が今後ふえてまいりますので、監視試験のデータをふやしていくことを考えていきたいと思っております。そのためには、この炉心の中の監視試験片を再生すること等に取り組んでいきたいと思っております。また、一方では、この脆性遷移温度の上昇に伴う脆化に關します評価のやり方、これを最新の知見に照らしましてもっと向上させていくということにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○吉井委員 この中性子照射による原発の脆性劣化の問題はかなり深刻だということを受けとめておられることはよくわかりました。

それで、今おっしゃった単位は、一平方メートル当たりは二十四乗個なんです、一平方センチ当たりは十の二十乗個ということになりますから、ちよつと単位だけは合わせておいた方がいいと思うんです。

それで、実はこの点では、先ほどのグラフで、大体プロットしてある点をずつと逆に上の方へ延ばしていくとどういうことがわかるかといいますと、こう延ばしていったときに、一番右端の線に接するあたりで、これが華氏二百七十度、もうちよつと上の方に、百度の上に線を引つ張つたらよくわかるんですが、摂氏百三十二度の線に大体接してくるわけなんです。

これはどういふことかといいますと、NRC、アメリカの方では、脆性遷移温度が華氏二百七十度、摂氏百三十二度以上になると詳細な安全解析を行えと指示している温度なんですね。つまり、それぐらい原発の老朽化、脆性劣化は深刻だというのがアメリカの原子力規制委員会などでは指示が出されているわけです。

既に炉心隔壁、コアシユラウドではひび割れが生じているわけですし、ほどなく脆性遷移温度も上昇して、百三十二度というNRCが安全解析を指示しているラインに近づいてきています。そこで、私、この点も伺っておきたいんですが、NRCはどういう安全解析を求めているのか、日本はどういうふうな実証試験をやっているかと考えていらつしやるのか。

つまり、物事というのはデータをとればいいだけの話じゃなくて、実際にそれが大丈夫なのかどうか。もちろん先ほどおっしゃった、試験片をもつと密に調べるというのも大事です。中には十七年間全然試験をやっていないという炉もありますから、ですから、もう少しきちんと密に調べるというのは、私は当然必要なことだと思つてい

しかし、それとともに、どのように安全かどうかを実証するか。十七年一カ月やっていないのは伊方二号ですけれども、そういうものもあります。が、どのような実証試験をやっているのか。アメリカがどういふ安全解析をやっているのか。このところを明らかにした上で、日本としても、やはり老朽化した原発が本当に安全かどうかということとをきちんと実験によつて実証することによつて確認するということが大事だと思うんですが、どういふことを考えておられますか。

○広瀬政府参考人 中性子照射脆化によります影響として厳しいものは、先生御指摘になられましたように、加圧水型原子炉の加圧熱衝撃事象、先ほど私申し上げました、低温で高圧力になる事象であるわけですが、この加圧熱衝撃事象に、内圧が高い状態で原子炉容器の内面が急冷さ

れ、容器の靱性が急冷によつて低下をして、内圧と熱応力による高い荷重が発生するという事象が最も厳しい事象と想定をいたしております。この想定に對しまして、現在まで得られております監視試験のデータ等を用いて十分安全性を評価していくということが必要ではないかと思つております。

現在まで、我が国では九つのプラントの中性子照射脆化の予測と監視試験データの突き合わせをしてきておりますが、特に加圧水型原子炉につきましてはこの予測がほぼ一致しておりますので、今後さらに、このような評価手法を向上させていきたいというふうに考えております。

○吉井委員 それで、高温、高圧の状態から原発をとめるときにトラブつちやいけませんから、緊急炉心冷却とか急冷するというのもありますから、それにもつかということももちろん大事なんです。

その実証試験も必要ですが、実際にこれだけ脆性遷移温度が上がってきた、劣化してきたといひますから老朽化してきた原発を、日本は地震国ですから、大規模地震のときにもつかどうかということについてちよつとどい装置が実はあつたんです、あつたという過去形にするのは非常に残念なんです。

これは財団法人原子力発電機構が四国の多度津に大型の振動台、起震台を持っていました。これは、兵庫県にEーディフェンスという新しい振動台をつくつたからもう古い方をほうつてしまおうということ、スクラップにして完全に解体してつぶしてしまつたんですね。

ところが、原発の容器というのは放射化されていますから、一度振動台で実験をやりますと、その装置そのものを管理区域にしないともう使えないんですね。ほかには新しいものを使つたりするわけにいかないんですね。ですから、これを解体する前に、今問題になっている脆化した、老朽化した原発の各機器について、何か、大型振動台を使つて耐震性の試験、大型地震に相当するものが

来たとしても脆性劣化した部分は大丈夫だといふ試験を行ったデータがあるのかどうか、伺います。

○広瀬政府参考人 多度津工學試験場の大型高性能振動台を用いた振動試験につきましては、安全上重要な大型設備のデータの取得を終えましたために、平成十六年度で終了をいたしました。

これまで行いました試験の中に、高経年化したものを実際に用いた試験というものは行っておりません。

○吉井委員 これは、四年前の二〇〇二年の四月八日の決算委員会、当時の佐々木保安院長が、原発の最終耐力をきちんと、地震が起こつても大丈夫かという耐力ですね、これをこの振動台等を使つて実証する必要があるということとを答弁していただんですが、それ以降も、結局一つも実験、実証しないままスクラップにしてしまつたんです。私は、これは本当に大変なことをやつてしまつたと思うんです。

そこで、あわせて伺つておきますが、通常の軽水炉と、そこで既にもう中性子で脆化している中でプルサーマルだといつてプルトリウム燃料を燃やすこと、その場合で発生する高速中性子の数はどのように変化すると見込んでいらつしやるのか、伺います。

○広瀬政府参考人 プルサーマルにおきますMOX燃料の使用に伴ひまして、プルトリウムの熱中性子の吸収がウランよりも大きいために、高速中性子束が若干増加することになります。原子炉容器等の中性子照射による脆化についても若干の影響が考えられますが、この高速中性子の増加量は数%程度であるというふうに見込んでおります。

実際には、MOX燃料の炉心内の配置による影響が大きいために、一概にこの増減を論じることではできないと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、MOX燃料を用いました場合でも、原子炉容器内に監視試験片を入れて定期的に取り出し、設備の健全性を確認していきたい

と考えております。

○吉井委員 私も、データというのはどこでも一様とは思っていないんですよ。今おっしゃったように、試験片にしても置いてある場所によって当然データにばらつきが出てきます。そのことはわかった上でなんですが、昨日もレクチャーを受けておりまして、大体プルサーマル利用で五％ぐらい増加する、約五％というお話でした。

それで、今でも中性子照射によって脆性劣化が進んでいるんです。軽水炉のままでそうなんですが、プルサーマル利用でさらに中性子をたくさん照射させれば、さらにこの軽水炉の傷み方はひどくなってくる。

冒頭言いましたように、熱いガラスのコップに冷たい水を入れたら割れるように、これは大変深刻な問題が出てくるわけです。新品の原発の話じゃなくて、老朽化した原発でプルサーマルをやっているというところ。脆性劣化が進んでいるのに、さらに壊れやすい事態をさらに速いスピードで進めようというやり方が、果たして本当に国民の皆さんにとって安全を守りますと言えるような話なのかどうかということが今一番問われている一つだと思っております。

そこで、私は、なぜそういう中で、安全の証明もなしに、脆性劣化している老朽原発でプルサーマルをやるのか、その方針を考えているのかを、エネ庁の方に伺っておきます。

○安達政府参考人 お答え申し上げます。

我が国原子力政策の基本でございますプルサーマルを含む核燃料サイクルの推進は、エネルギー資源に乏しい我が国にとって、エネルギー安全保障や地球環境問題への対応を考える上で不可欠な取り組みでございます。プルサーマルは、その一環をなすものとして着実に進めていくことが極めて重要であると考えております。

国といたしましては、あくまでも安全の確保を大前提として、地元の方々の初め国民の皆様の御理解、御協力を得つつ、プルサーマルの実現に向けて今後とも一歩一歩着実に取り組んでまいりたいと思っております。

存でございます。

○吉井委員 時間が参りましたので、せっかく大臣に来ていただくように言っておいて一言も聞かずに悪いですから。申しわけないですね。

今ずっとお聞きいただきましたように、日本の原発の中で、三十年、四十年と運転してきて、脆性劣化が進んできているんです。中性子をもっとふやすようなプルサーマルに走ったら、さらに危険を増すということははっきりしているんです。科学技術担当大臣として、また原子力を担当していらっしゃるんですが、研究開発の実験だけじゃなくて、長期間使用、老朽化したものの大規模地震時の安全性をどう実証していくのかとか、やはり、科学技術というものは国民の安全をどう守るかということについて根本的な取り組みをもっと強めていかないと、それ行けどんどんで、国の政策だからプルサーマルを進めればいいというふうな簡単なものじゃないということを考えてきやいけないと思っております。このことを最後に大臣に伺って、終わりにしたいと思います。

○松田国務大臣 吉井委員御指摘のとおり、原子力施設の安全性、今おっしゃったプルサーマルも含め、あるいは地震に対することも含め、安全性を確保していく、一番大事なことであります。特に、きょうお話を伺っていて、高経年化といいますが、これにかかわる安全問題というものが極めて大事だと意識しております。

したがって、委員御案内のとおりと思いますが、内閣府の原子力安全委員会では、国による安全研究の推進というのを計画的に図っていくために、平成十六年七月に原子力の重点安全研究計画というものを策定いたしました。同計画におきまして、材料劣化、高経年化対策技術を重点的に進める研究分野として位置づけておるところでございます。

この計画に沿いまして、今後とも、当然のことでございますが、材料劣化あるいは高経年化対策研究というものを積極的に推進してまいりたいと思っておりますと同時に、今おっしゃいましたように、科学技術政策の面においても、つい先般、第三期の科学技術基本計画をつくらせていただき、その中で分野別推進戦略というものをつくらせていただきました。きょうお話しいただきました分野は、まさに国が責任を持ってやっていくべき重要研究開発課題ということで位置づけさせていただいております。今後五年間、しっかりとやっていくべきだということをはっきり決めさせていただいた分野でございます。

私としても当然、きょう委員のお話をよく承りました。その意を踏まえまして、さらに努めていきたいと思っております。

に該当しないもののうち、人を傷害し得るものを準空気銃と位置づけ、法令に基づき職務のため所持する場合を除き、その所持を禁止することとするものであります。

第二は、猟銃の許可の基準の特例に関する規定の整備についてであります。準空気銃を使用して人の生命または身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者に対しては、猟銃の所持の許可をしてはならないこととするものであります。

第三は、準空気銃の一時保管等に関する規定の整備についてであります。警察官は、準空気銃による危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管等を行うことができることとするものであります。

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十七日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十五分散会

○佐藤委員長 次に、内閣提出、参議院送付、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

趣旨の説明を聴取いたします。杓掛国家公安委員会委員長。

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

〔本号末尾に掲載〕

○杓掛国務大臣 ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

この法律案は、最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を禁止し、その他所要の規定を整備すること等をその内容としております。

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第四は、その他の規定の整備についてであります。準空気銃を不法に所持した者に対する罰則規定その他所要の規定を整備することとするものであります。

第一は、準空気銃の所持の禁止に関する規定の整備についてであります。圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「圧縮ガスを使用するものを含む」を「圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ」に改める。

第三条第三項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三条の二第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三条の三第二項及び第三条の五第四号中「掲げる」を「規定する」に改める。

第三条の六第三号中「掲げる所持」を「規定する所持」に改める。

第四条第一項第一号中「者」の下に「(第四号に該当する者を除く。)」を加える。

第五条の二第二項第二号中「刀剣類」の下に「第二十一条の三第一項に規定する準空気銃を加える。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。
(準空気銃の所持の禁止)

第二十一条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、準空気銃(圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもののうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。)を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合
二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合
三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃

の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合

四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者への譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者(使用人を含む。)がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合
2 前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。

第二十四条の二第七項中「第三条第一項の下に「又は第二十一条の三第一項」を加え、「当該銃砲又は刀剣類を所持すること」を「その所持」に、「ものを銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃で」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第八項中「の銃砲又は刀剣類」を「の銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃」に改める。

第三十一条の十六第一項第一号中「第三号」を「第四号」に改める。
第三十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十一条の三第一項の規定に違反した者第三十七条第一項中「第三号」を「第四号」に、「第五号若しくは第六号」を「第六号若しくは第七号」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行の際現に準空気銃(この法律による改正後の第二十一条の三第一項に規定する準空気銃をいう。以下同じ。)を所持している者又はその者から当該準空気銃の改造(準空気銃に該当しない物とするための改造に限る。次

項において同じ。)を委託された者については、この法律の施行の日から六月間は、当該準空気銃に關する限り、同条の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に準空気銃に相当する銃を製造し、輸入し、又は販売した事業者は、この法律の施行の際現に準空気銃を所持している者が行う改造に協力するよう努めなければならない。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第四条又は第六条の規定による猟銃の所持の許可を受けている者に対するこの法律による改正後の第十一条第一項第三号に該当することを理由とする同項の規定による許可の取消しに關しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

理 由
最近における準空気銃を使用した犯罪の実情等にかんがみ、これによる危害の発生を防止するため、その所持を禁止し、その他所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。